
第2次本庄市男女共同参画プラン

ともに支えあい ひと ひと 男と女が

かがやくまち 本庄

平成25年10月

本庄市

はじめに

平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」に基づく、国の「第3次男女共同参画基本計画」では、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大などの課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であるとしております。



本市においても、平成20年度から24年度までを計画期間とする「本庄市男女共同参画プラン」を策定し、男女平等に関する意識啓発や、男女共同参画の視点による子育てや介護の支援、心とからだの健康づくり等、地域の特性を踏まえつつ課題の解決に向けた施策に取り組んでまいりました。

このたび、こうした社会情勢の変化に対応するため、「本庄市総合振興計画後期基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け「国・県の計画」や「旧プラン」を踏まえ、また、平成22年11月に策定した「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を組み込むと共に、震災等の教訓を活かした男女共同参画の視点による防災体制を盛り込み、平成25年度から29年度までを計画期間とする「第2次本庄市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

この計画は、「ともに支えあい^{ひと}男と女^{ひと}がかがやくまち本庄」を目指して、市民、地域、各種団体、事業者ほかの皆様と市がそれぞれの役割を認識し、互いに協働・連携して主体的に取り組むための指針となるものです。今後は、本計画の実現に向け、市民の皆様と一体となって取組を進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご提言をいただきました「本庄市男女共同参画審議会」の各委員様をはじめ、関係各位の皆様、心から厚くお礼を申し上げます。

平成25年10月

本庄市長 吉田信解

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の目的	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2

第2章 男女共同参画を取り巻く本庄市の現状と課題

1	本庄市の現状	
(1)	人口・世帯数の動向	3
(2)	少子高齢化の進行	6
(3)	就業に関する現状	8
(4)	審議会等における女性の参画状況	13
(5)	配偶者等からの暴力の発生状況	15
(6)	男女共同参画に関する意識調査結果	17
2	計画策定の背景	
(1)	世界の動き	21
(2)	国の動き	22
(3)	埼玉県の動き	24
(4)	本庄市の動き	25
3	課題の取りまとめ	
(1)	男女の平等感と性別役割分担意識	27
(2)	政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	27
(3)	労働と生活	28
(4)	全般(まとめ)	28

第3章 計画策定の方向

1	推進イメージ	29
2	施策体系	30

第4章 施策の展開

政策目標1 男女の人権が尊重される意識づくり	31
施策の大項目(1) 人権を尊重する意識啓発	32
施策の大項目(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進	32
施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力の根絶	34
政策目標2 政策や方針の立案及び決定への体制づくり	36
施策の大項目(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画	36
政策目標3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり	37
施策の大項目(1) 男女とも働きやすい環境づくり	37
施策の大項目(2) 子育てや介護を担う家族への支援	40
施策の大項目(3) 安心して暮らせる生活への支援	41
政策目標4 心とからだの健康づくり	43
施策の大項目(1) 男女の健康づくりへの支援	44
施策の大項目(2) 生涯を通じた女性の健康支援	45
政策目標5 市民と協働による男女共同参画の推進	46
施策の大項目(1) 市民や様々な団体等との連携	46
施策の大項目(2) 国際交流の促進	47

第5章 計画の推進体制

1 庁内体制による全庁的な推進	49
2 関係団体との連携体制の構築(再掲)	49
3 男女共同参画条例の制定	49

参考資料

1 法令等	
日本国憲法(抄)	51
男女共同参画社会基本法	51
埼玉県男女共同参画推進条例	55
本庄市男女共同参画審議会条例	58
本庄市男女共同参画推進会議設置要綱	60
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60
2 推進指標一覧	67
3 男女共同参画に関する年表	68
4 計画策定の経過	72
名簿	73

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

私たちを取り巻く社会は、経済活動の成熟化や情報化、国際化、家族形態の多様化、少子高齢化の進展などにより、急速に変化してきました。

一方、地方分権が進む中、地域が抱える課題に対して、地域の実情に応じた主体的な活動が求められています。

このような変化を乗り越えていくためには、地域に住むすべての人が、その個性と能力を存分に発揮して、多様で活力ある地域づくりを進めていくことが重要です。

特に多様な人材の能力の活用の観点から、経済の牽引者としての女性の役割を認識し、女性の経済活動の機会を創造し拡大するとともに、男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする必要があります。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の地域社会における男女共同参画を推進することにもつながります。

このような中、本庄市では、平成20年「本庄市男女共同参画プラン - とともに支えあい男ひとと女がかがやくまち本庄 - 」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してまいりました。

本計画は、平成25年3月議会において議決されました「本庄市総合振興計画後期基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、基本法及び旧プランを踏まえ、総合的かつ計画的に推進するための基本計画として新たに策定したものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、基本法に基づき男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画(第3次)」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画(平成24～28年度)」を踏まえるとともに、「本庄市総合振興計画後期基本計画」や本庄市が定める諸計画との整合を保つ内容としています。
- (3) この計画は、本庄市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、アンケート調査や平成24年度埼玉県で実施した男女共同参画に関する意識実態調査また、パブリックコメント を実施して策定しました。
- 計画策定時に原案を公表し、市民から幅広い意見を受け付けて、最終的な計画内容を検討していく制度のことを言います。
- (4) この計画は、議会代表者・関係団体・関係機関の代表者・公募の市民による本庄市男女共同参画審議会及び関係各課により、計画内容の検討を行いました。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度(2013年)から平成29年度(2017年)までの5年間とします。

第2章 男女共同参画を取り巻く本庄市の現状と課題

1 本庄市の現状

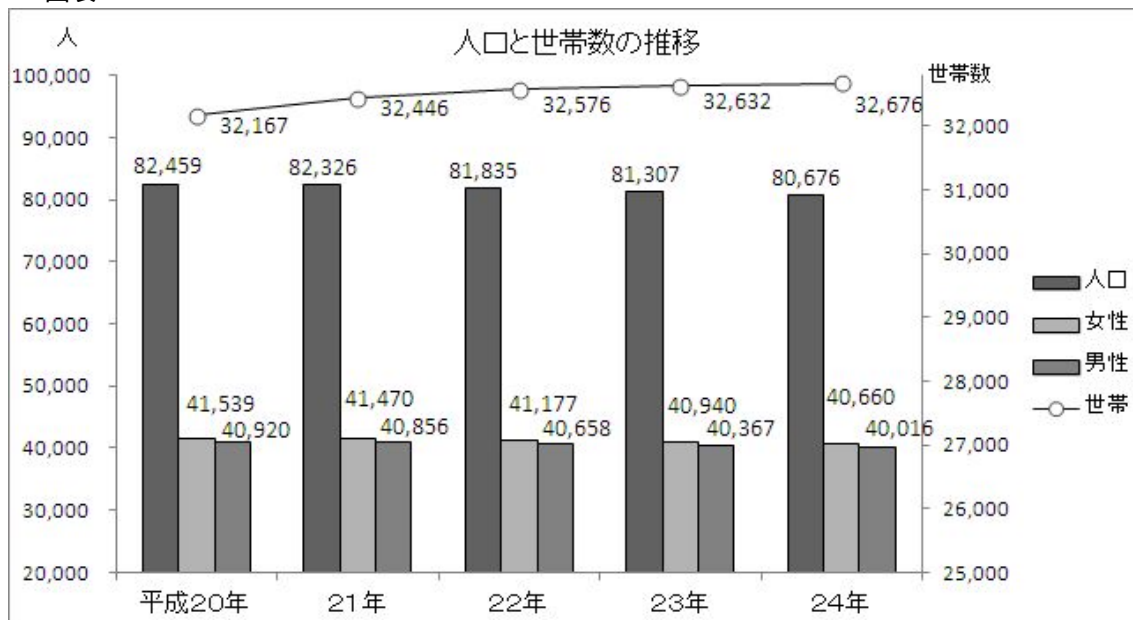
(1) 人口・世帯数の動向

人口と世帯数の推移

本市の総人口は、近年5年間に於いて漸減傾向にありますが、世帯数は年々増加しています。

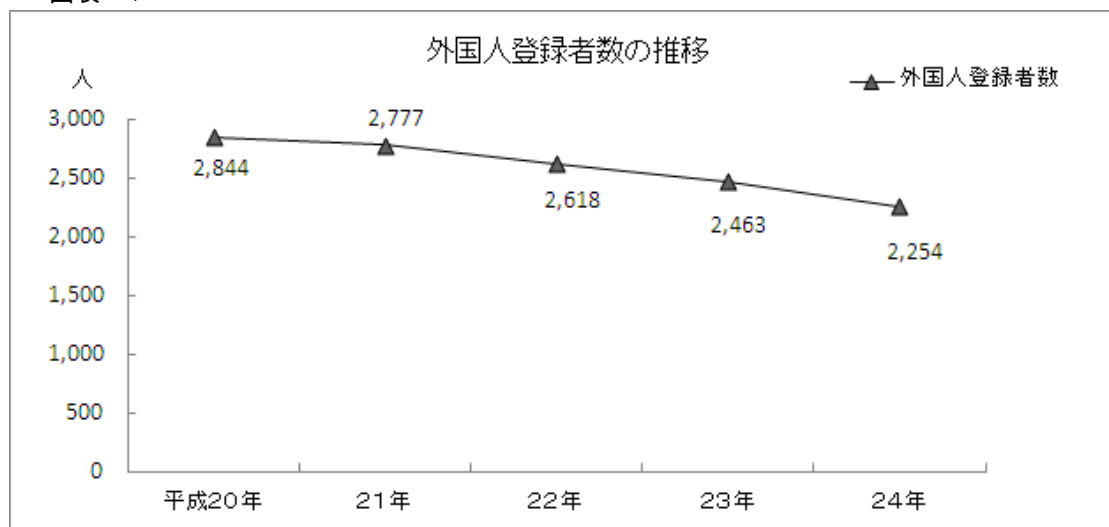
平成24年の人口 80,676人の男女別は、女性40,660人、男性40,016人で、女性が644人多くなっています。なお、外国人登録者数は平成20年を境に年々減少傾向にあります。

図表 - 1 -



資料: 本庄市住民基本台帳、外国人登録原票(各年4月1日現在)

図表 - 1 -

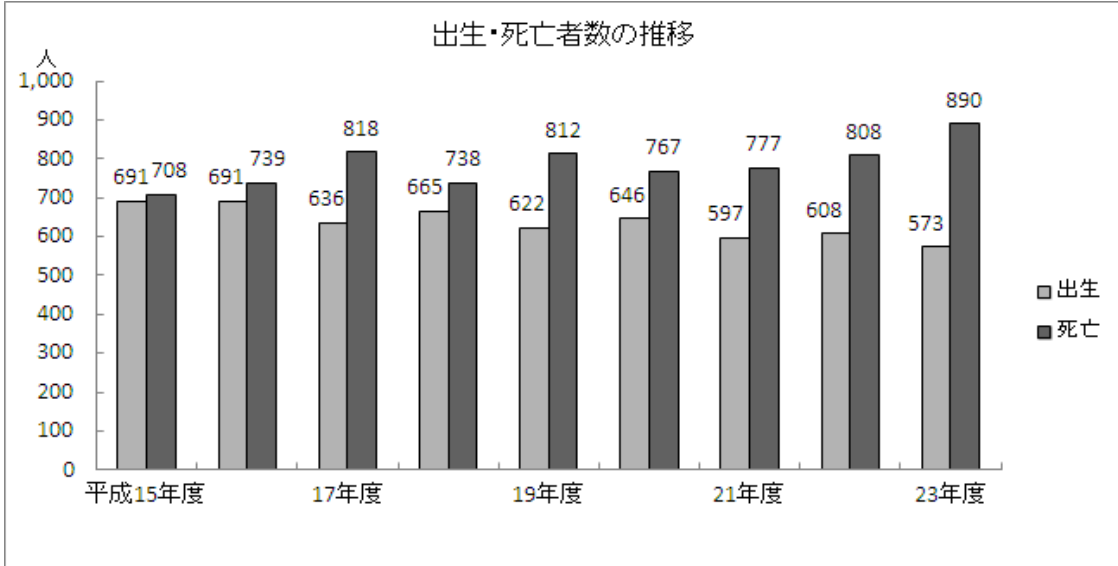


資料: 外国人登録原票(各年4月1日現在)

出生・死亡者数の推移

本市の年度ごとの出生・死亡者数の推移を見ると、平成14年度までは出生数が死亡数を上回っていましたが、平成15年度から死亡数が出生数を上回っています。

図表 - 2

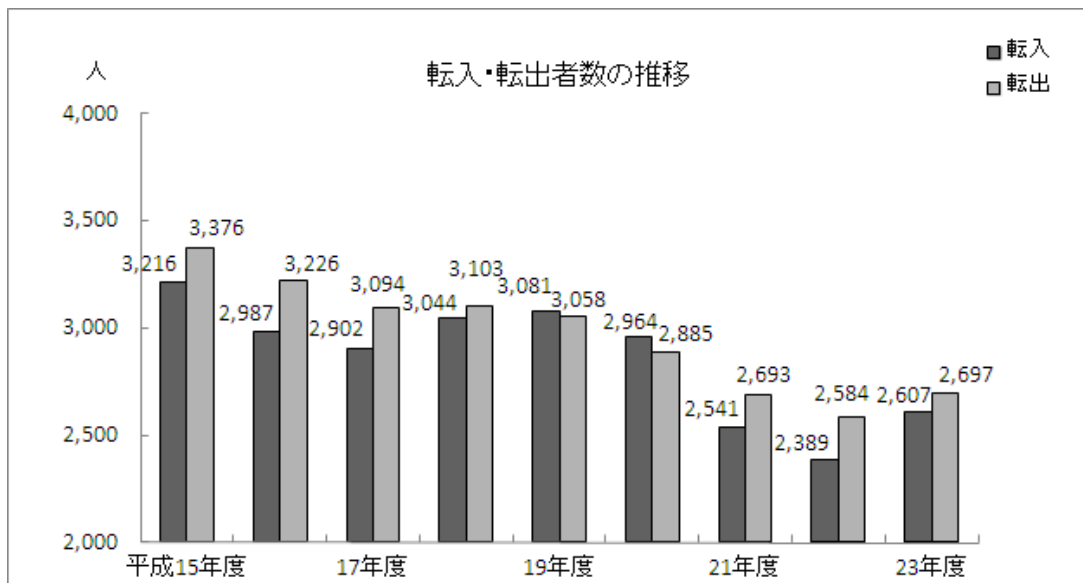


資料: 本庄市住民基本台帳

転入・転出者数の推移

本市の年度ごとの転入・転出者の推移を見ると、平成19・20年度を除いては、転出者が転入者を上回っています。

図表 - 3

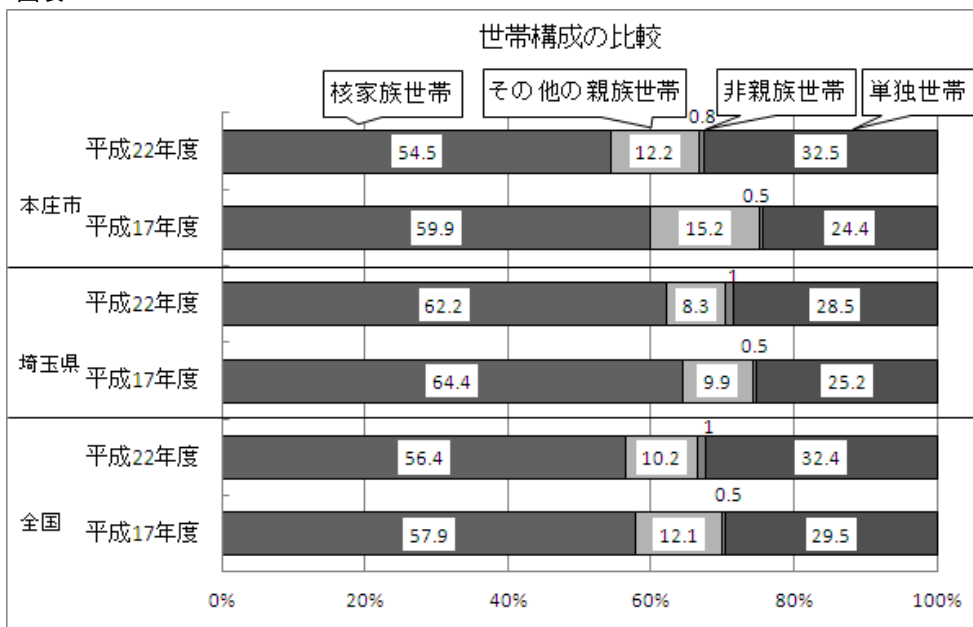


資料: 本庄市住民基本台帳

世帯構成

本市の世帯構成は、県や全国と比較しても大きな違いは見られませんが、世帯構成の比率では「核家族世帯」の比率の減少と「単独世帯」の比率の増加が顕著です。

図表 - 4



資料:平成17年・22年国勢調査

図表 - 5 世帯数の推移

		核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計	
		平成22年	世帯数	17,533	3,905	256	10,466		535
	平成22年	構成比%	54.5%	12.2%	0.8%	32.5%	1.7%	0.2%	100.0%
平成17年	世帯数	17,496	4,443	134	7,124	523	70	29,197	
	平成17年	構成比%	59.9%	15.2%	0.5%	24.4%	1.8%	0.2%	100.0%

資料:平成17年・22年国勢調査

用語解説

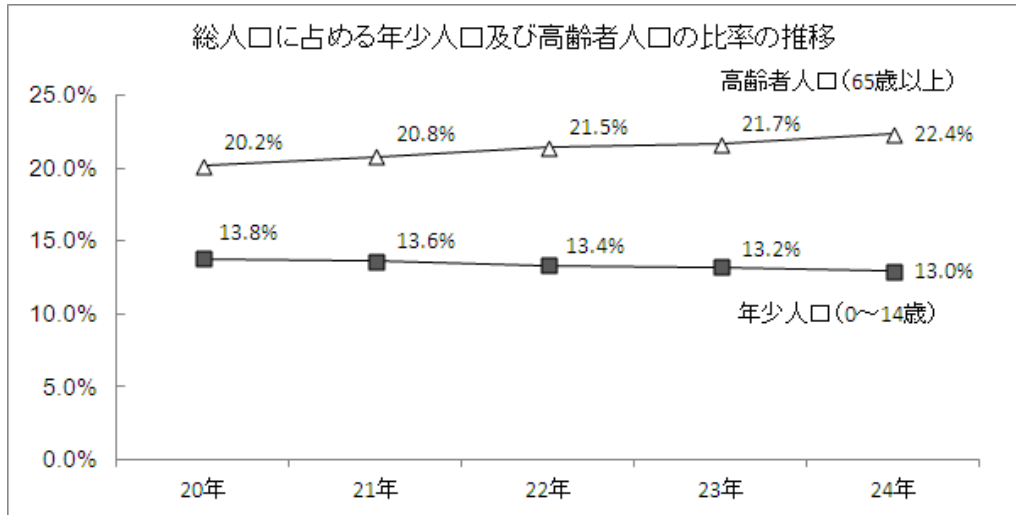
- 核家族世帯 : 夫婦のみ、夫婦と子ども、男親(又は女親)と子ども から成る世帯
- その他の親族世帯 : 夫婦と親、夫婦と子どもと親、夫婦と他の親族(親や子ども以外)、兄弟姉妹のみから成る、他に分類されない親族 から成る世帯
- 非親族世帯 : 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- 単独世帯 : 世帯人員が一人の世帯

(2) 少子高齢化の進行

総人口に占める年少人口及び高齢者人口の比率の推移

本市の年少人口と高齢者人口の総人口に占める比率の推移を見ると、近年5年間に於いて、常に年少人口より高齢者人口の比率が上回っており、その差は徐々に広がっています。

図表 - 6

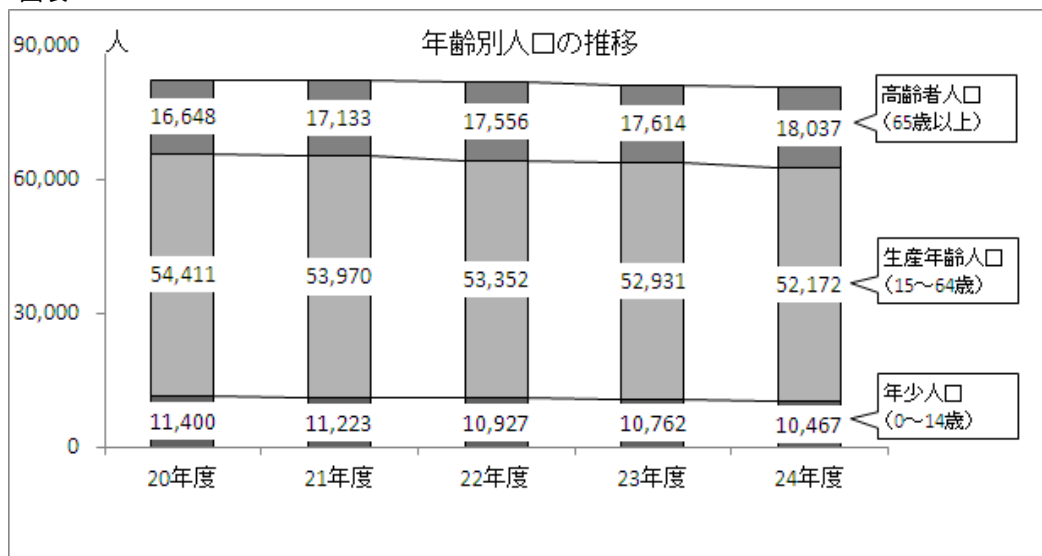


資料:本庄市住民基本台帳、外国人登録原票(各年4月1日現在)

年齢別人口の推移

本市の平成24年度の年少人口(0~14歳)は10,467人、生産年齢人口(15~64歳)は52,172人、高齢者人口(65歳以上)は18,037人となっており、年々、少子高齢化が進んでいます。

図表 - 7

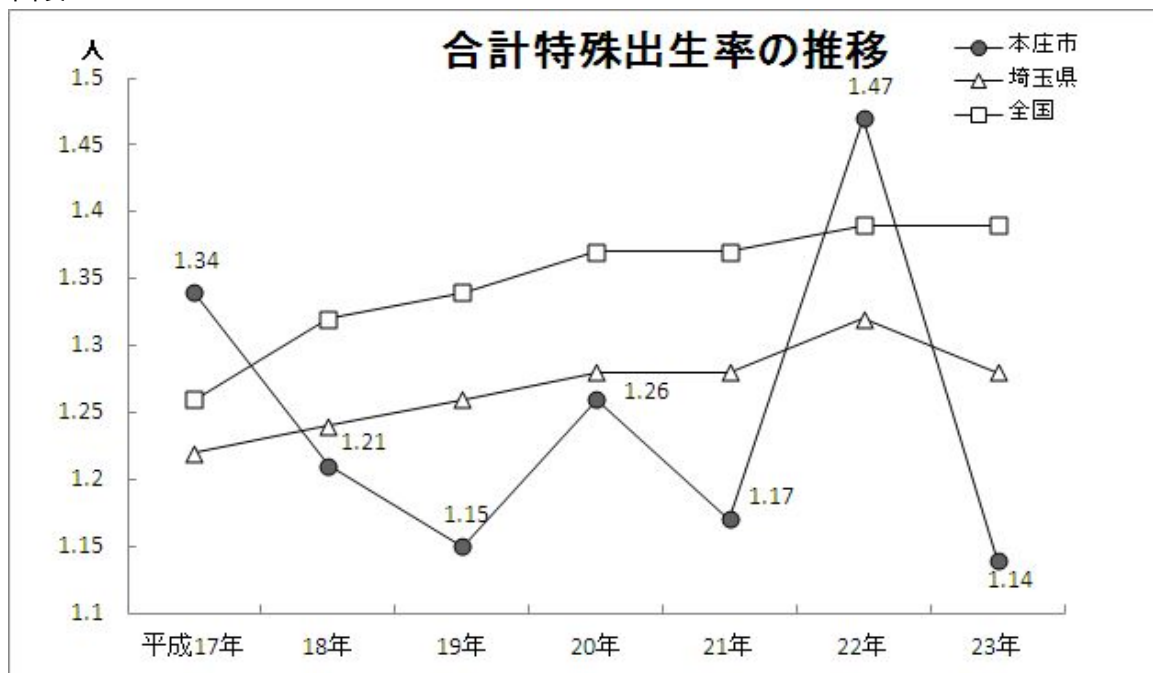


資料:本庄市住民基本台帳、外国人登録原票(各年4月1日現在)

少子化の進行

本市の合計特殊出生率は、平成19年から23年にかけて増減を繰り返し、平成22年は1.47人まで回復しましたが、平成23年に再び1.14人となり全国・埼玉県と比較してもかなり低い状況となっています。

図表 - 8



資料：保健統計年報(埼玉県)・人口動態統計

用語解説

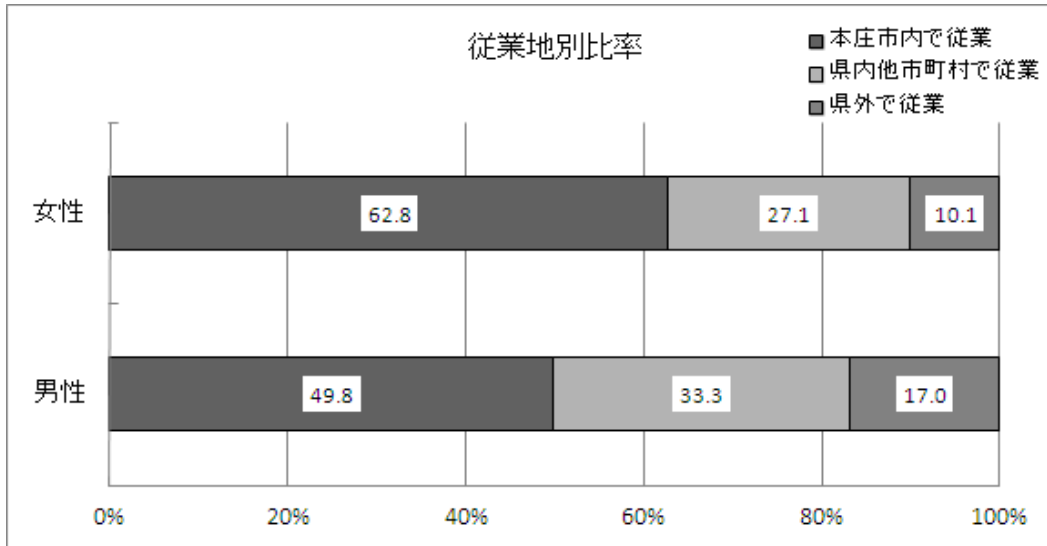
合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数

(3) 就業に関する現状

従業地

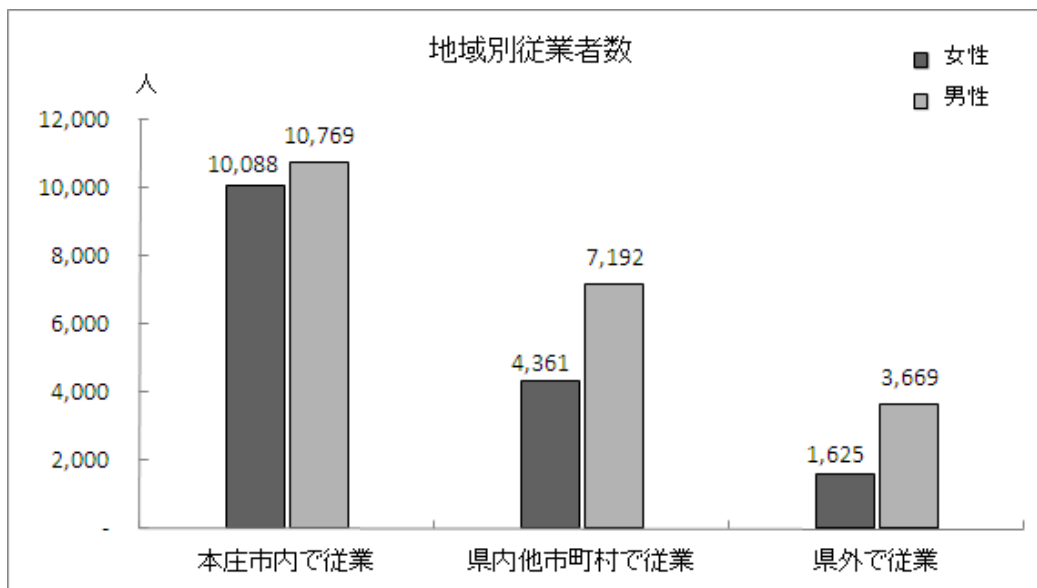
本市の就業者の従業地を見ると、特に女性は市内での従業が多く、約63%が市内で働いています。

図表 - 9



資料: 平成22年国勢調査

図表 - 10

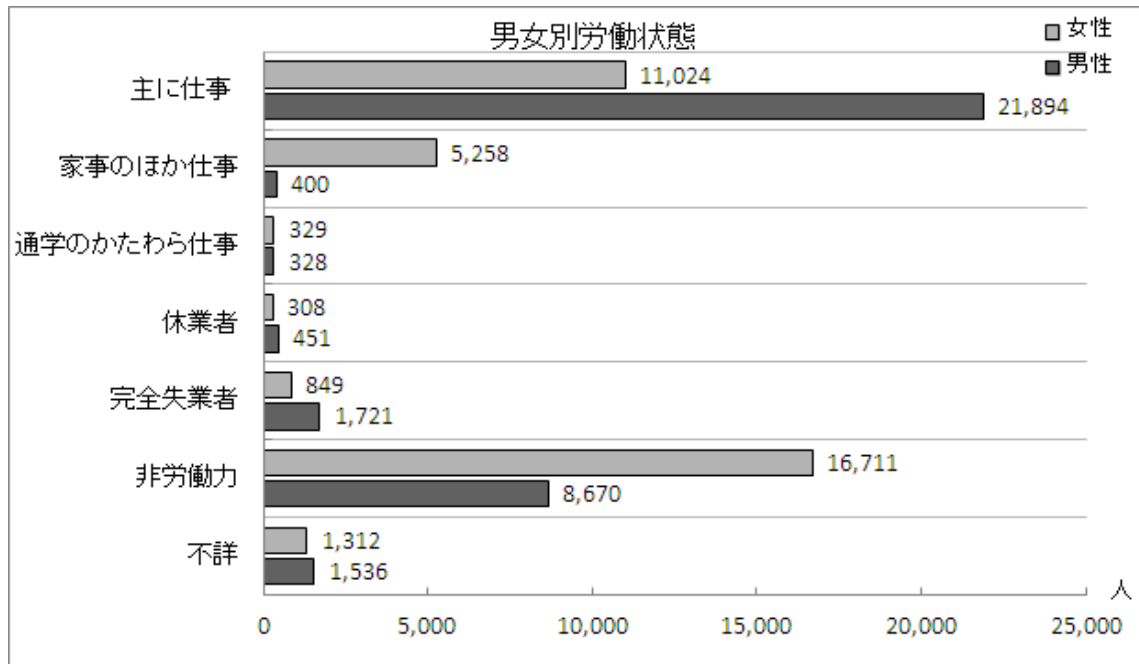


資料: 平成22年国勢調査

労働状態

本市の男女別労働状態を見ると、「主に仕事」をしている女性は男性の約半分の状態ですが、「非労働力」については、反対に女性が男性の倍近くの結果になっています。また、「家事のほか仕事」も圧倒的に女性が多くなっています。

図表 - 11



資料：平成22年国勢調査

用語解説

- 主に仕事 : 主に勤め先や自家営業などの仕事をしている場合
- 家事のほか仕事 : 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合
- 通学のかたわら仕事 : 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合
- 休業者 : 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めて30日未満、あるいは勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったかもらうことになっている場合
- 完全失業者 : 調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申込みなどして積極的に仕事を探していた人
- 非労働力 : 調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

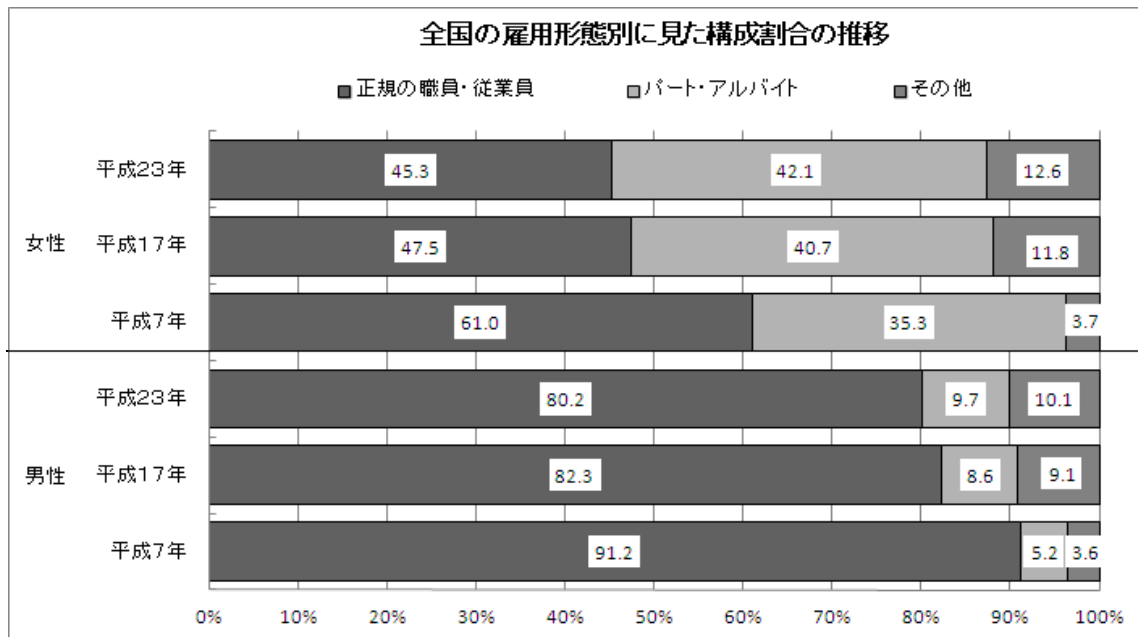
雇用形態

全国の雇用形態を見ると、男女とも正規の職員・従業員の比率がますます低くなっており、逆にパート・アルバイト等の非正規雇用者の比率が増えています。

特に、平成17年の全国の調査以降、女性はパート・アルバイト等の非正規雇用者の比率が50%を超えています。

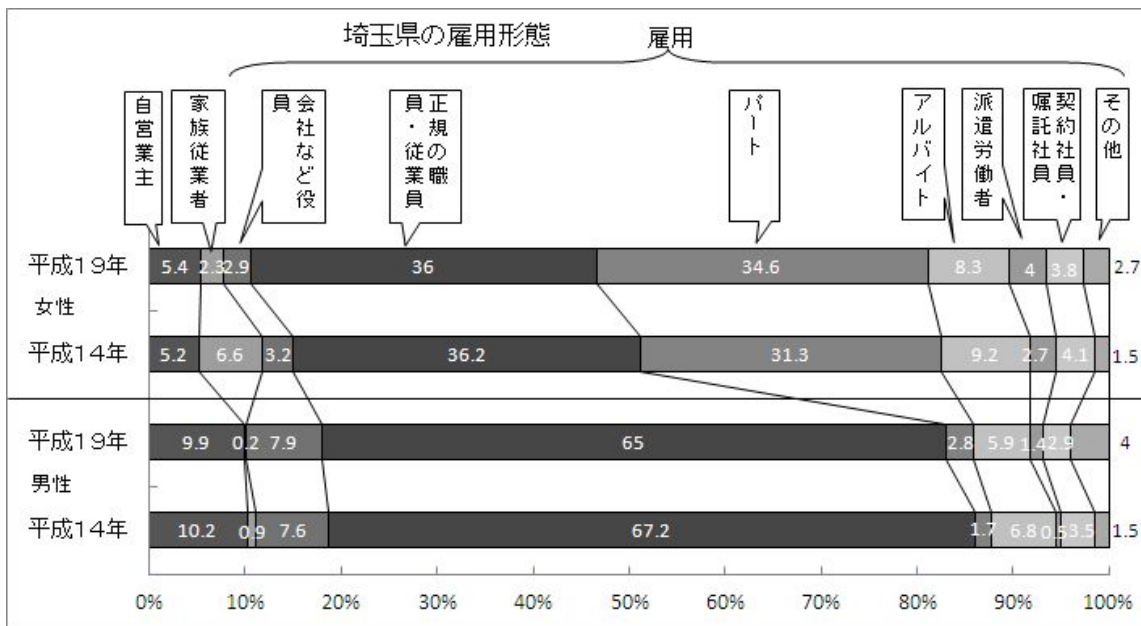
平成19年の「埼玉県の雇用形態」の調査結果を見ても、女性はパート・アルバイト、派遣労働者、契約社員等の比率が50%を超えています。

図表 - 12



資料:平成7年は総務省「労働力調査特別調査」、平成17年・23年は「労働力調査年報」
23年は岩手県・宮城県・福島県を除く

図表 - 13

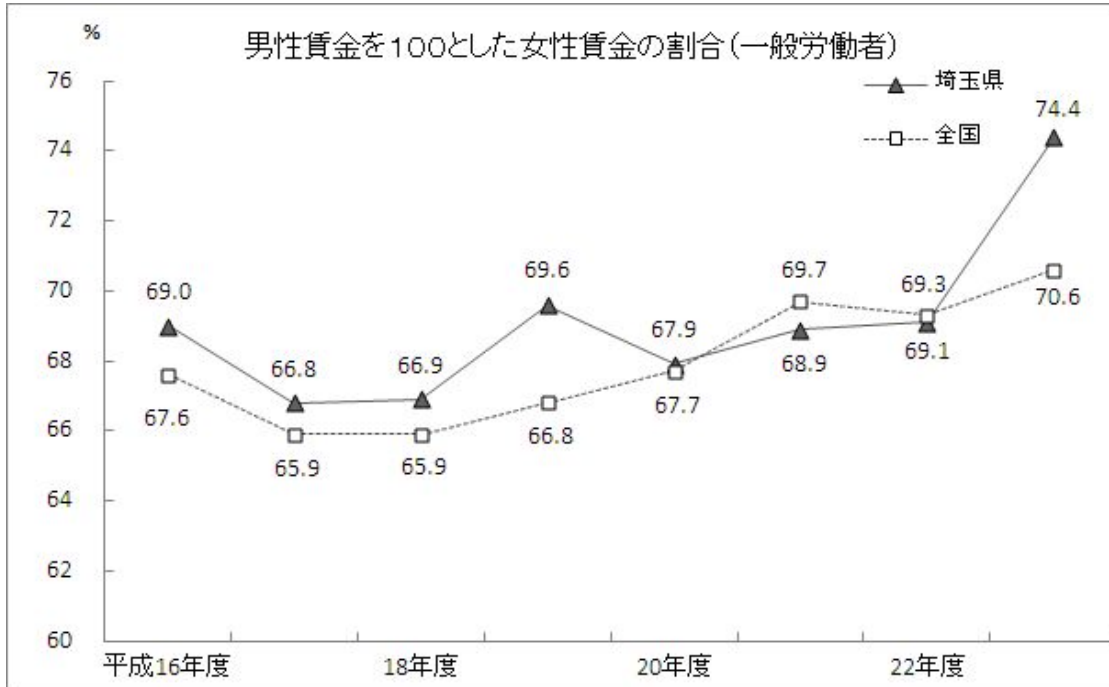


資料:総務省就業構造基本調査

男女の賃金格差の推移

一般男性労働者の各年度の平均賃金水準を100とした場合、平成23年度の埼玉県的一般女性労働者の水準は74.4パーセントとなっています。

図表 - 14



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

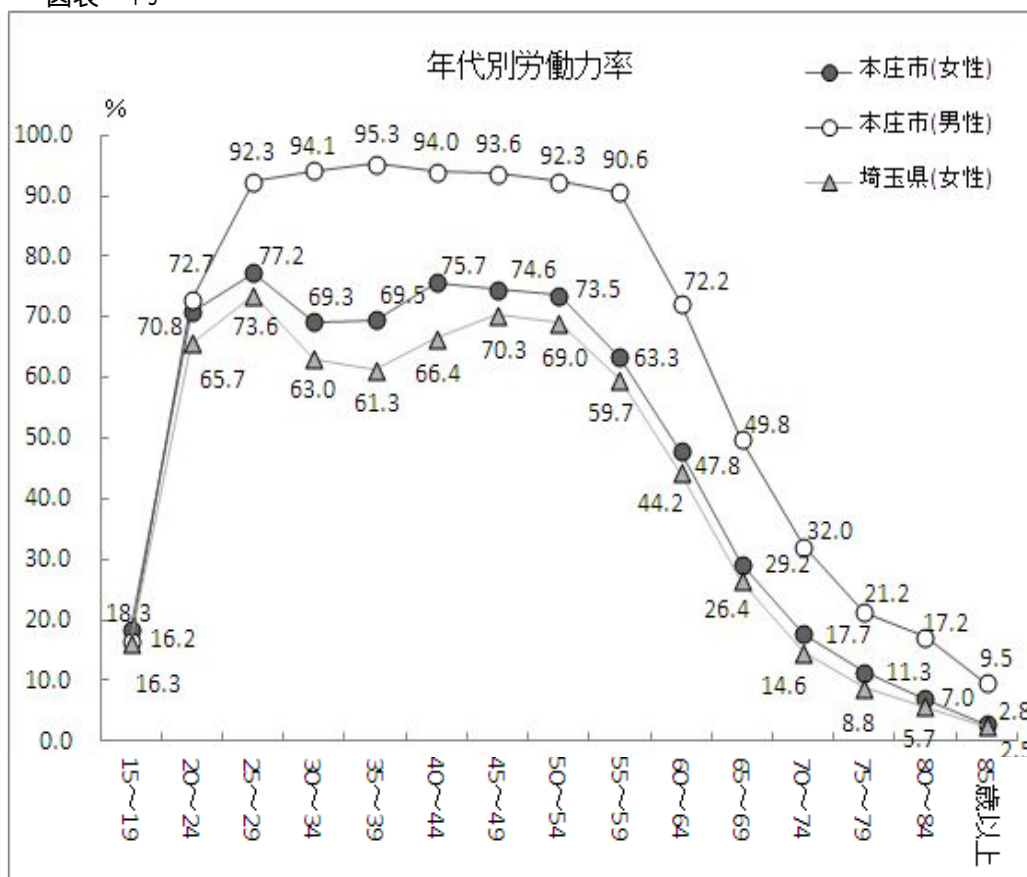
用語解説

一般労働者：所定労働時間が適用されている労働者であってパートタイム労働者を含まない労働者のこと

年代別労働力率

女性の年代別労働力率を見ると、30歳代で一旦落ちこむ傾向が見られ、このグラフ形状から、「M字型曲線」と言われています。
本市の場合は、埼玉県よりもM字の底は浅くなっています。

図表 - 15



資料:平成22年国勢調査

用語解説

労働力率：人口に占める働く人の割合

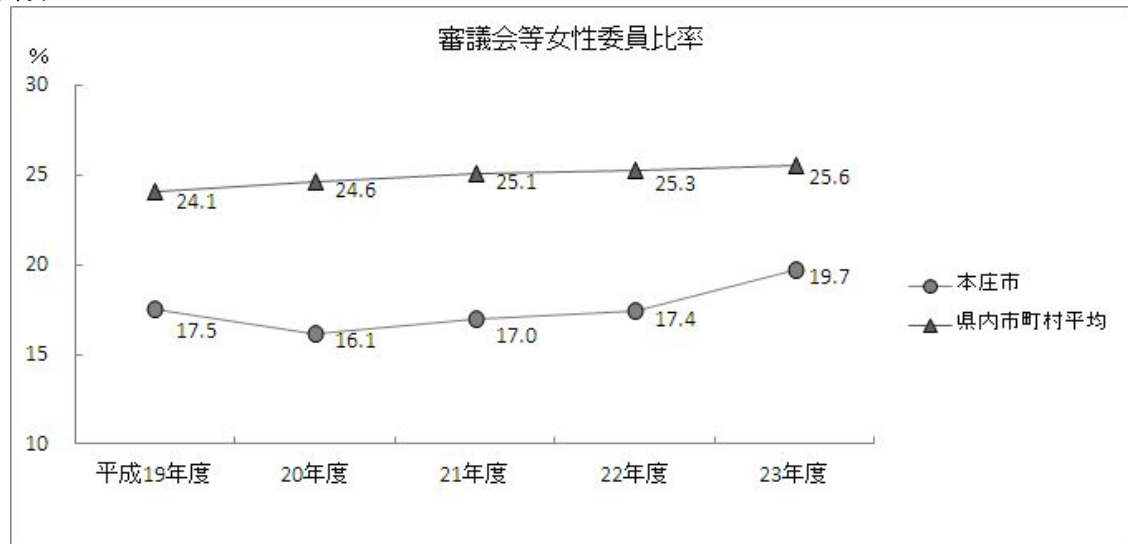
(4) 審議会等における女性の参画状況

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等

本市の総合振興計画では、審議会等における女性委員の比率を平成24年度までに30%とすることとしていますが、平成23年度時点では19.7%にとどまっています。

なお、「本庄市審議会等の設置及び運営に関する要綱」においても、「女性委員を積極的に登用するものとし、委員に占める女性の割合が3割以上になるよう努めるものとする」としています。

図表 - 16

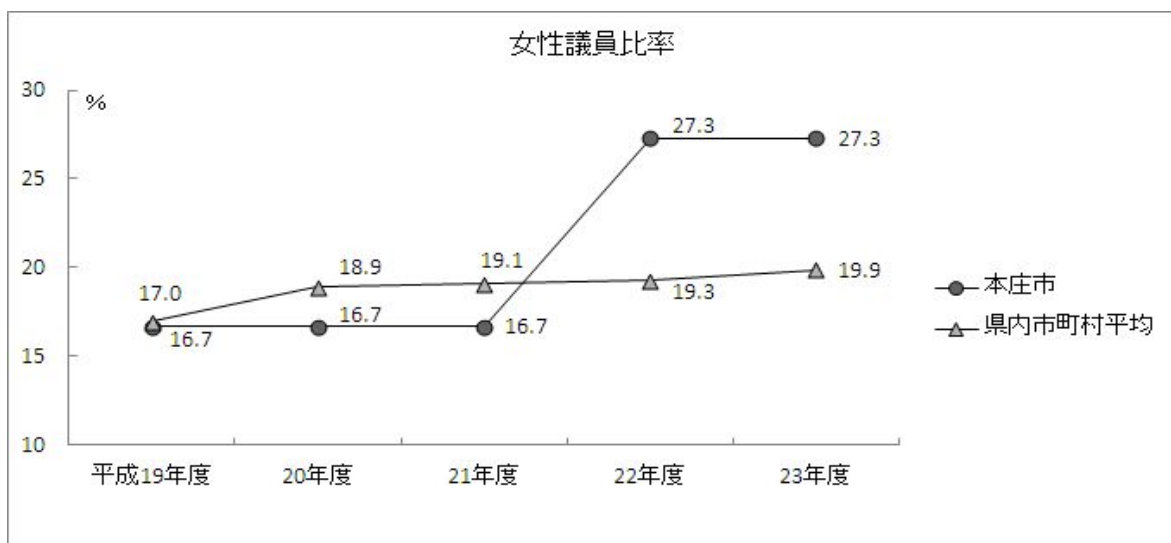


資料: 埼玉県男女共同参画に関する年次報告 (各年度4月1日)

市議会議員

市議会議員については、平成23年度の本市の状況は、27.3%、県内市町村平均は19.9%になっており、県内市町村平均より7.4ポイント高い状況です。

図表 - 17

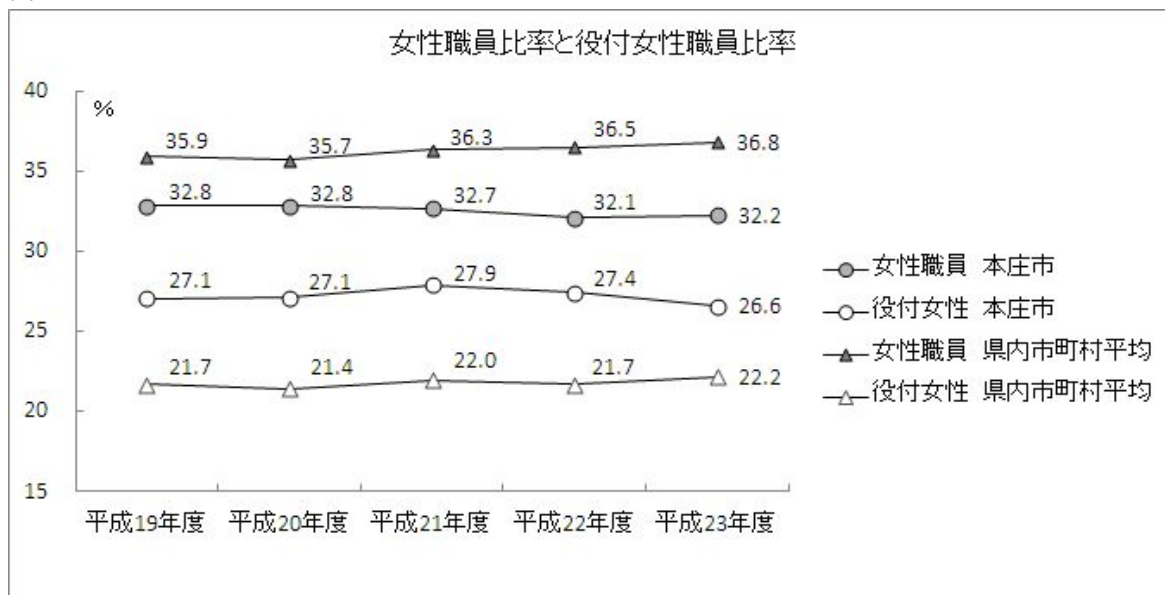


資料: 埼玉県男女共同参画に関する年次報告 (各年度4月1日)

自治体職員

平成23年度の本市職員に占める女性職員の比率は32.2%で、県内平均より4.6ポイント低くなっていますが、役付女性職員については4.4ポイント高くなっています。

図表 - 18



資料: 埼玉県男女共同参画に関する年次報告(旧・市町合併) (各年度4月1日)

用語解説: 役付女性職員は係長級以上の職員

自治会長

本市では、自治会長の中に占める女性の比率は0%ですが、県内市町村合計に占める女性の比率は3.8%です。

図表 - 19

市町村名	総数	うち女性	女性比率
本庄市	85	0	0.0%
熊谷市	366	13	3.6%
秩父市	81	1	1.2%
深谷市	202	1	0.5%
県内市町村合計	7,153	269	3.8%

資料: 埼玉県男女共同参画に関する年次報告 (平成23年4月1日)

社会教育委員

本市では、女性の社会教育委員は36.8%で、県内市町村合計より1.6ポイント高くなっています。

図表 - 20

市町村名	総数	うち女性	女性比率
本庄市	19	7	36.8%
熊谷市	15	5	33.3%
秩父市	14	6	42.9%
深谷市	20	4	20.0%
県内市町村合計	859	302	35.2%

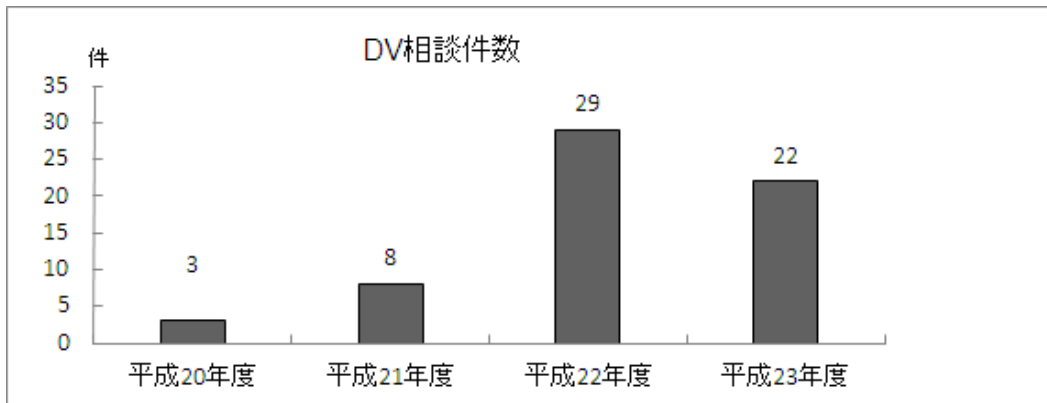
資料: 埼玉県男女共同参画に関する年次報告 (平成23年4月1日)

(5) 配偶者等からの暴力の発生状況

ドメスティック・バイオレンス相談件数

本市のDV相談件数は平成17年度の5件から18年度は24件と急増し、20年度は大きく減少しましたが、21年度以降増加傾向にあります。

図表-21



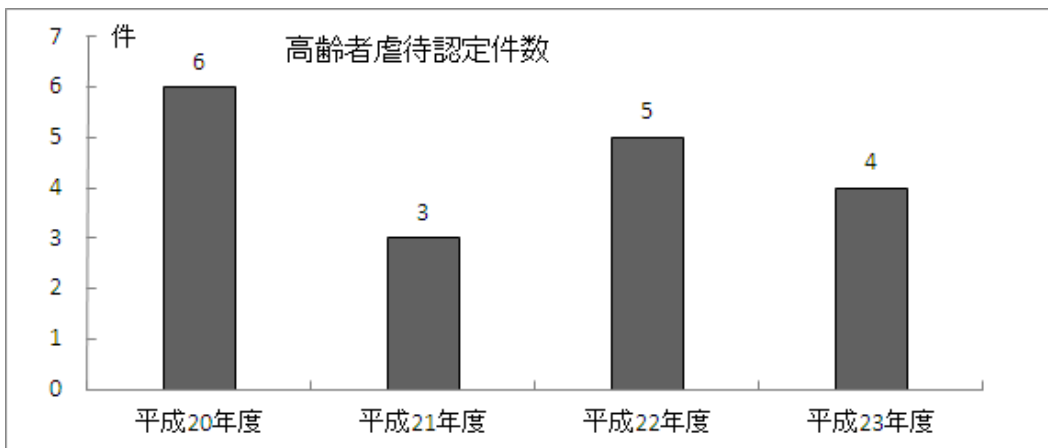
資料:市民活動推進課

ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など、親密な間柄で振るわれる暴力。多くの場合、被害者は女性で、身体に対する暴力・精神的暴力・経済的暴力・性的暴力などがある。

高齢者虐待認定件数

本市の高齢者虐待認定件数は、平成19年度以前に比べれば減少傾向にあり、20年度以降は、ほぼ横ばいの状態です。

図表 - 22

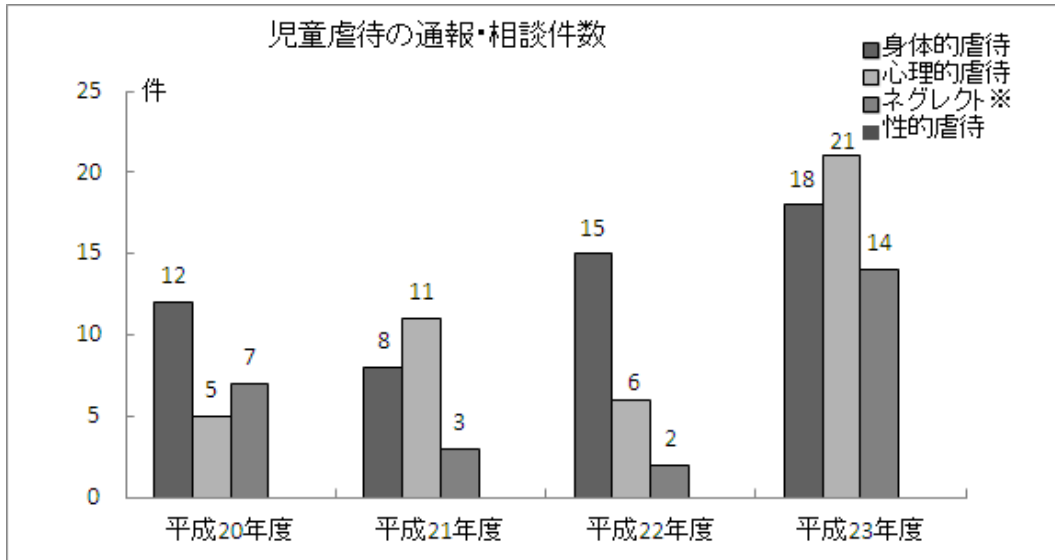


資料:介護いきがい課

児童虐待の通報・相談件数

本市の児童虐待通報・相談件数は、平成19年度からほぼ横ばい状態でしたが、23年度は急増しています。

図表 - 23



資料: 子育て支援課

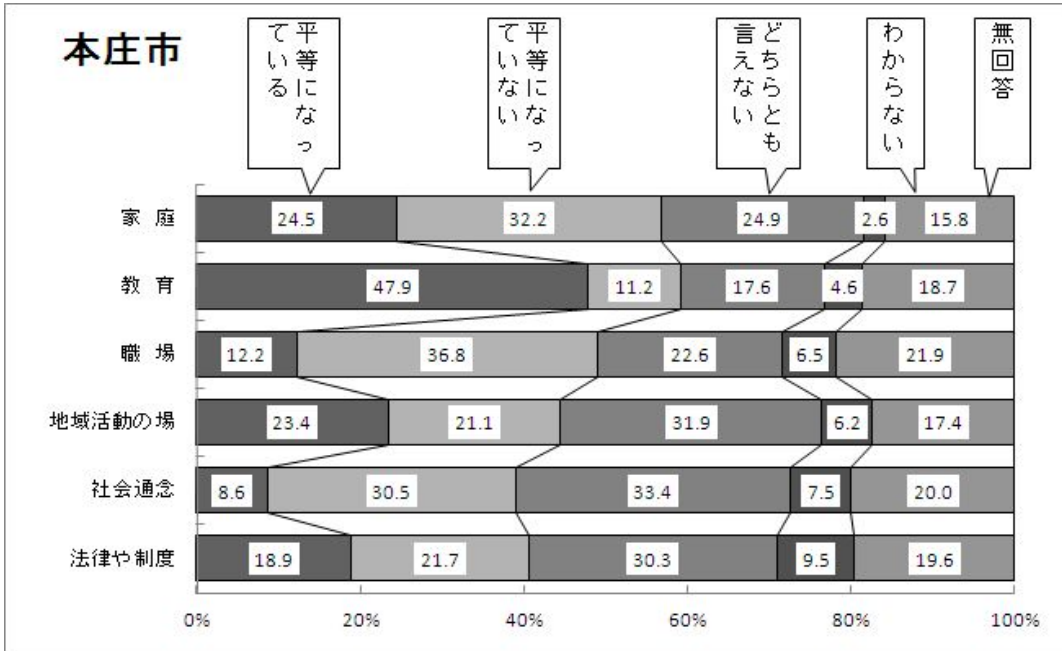
ネグレクト: 特に幼児や児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることを指す場合が多く、育児放棄とも言います。

(6) 男女共同参画に関する意識調査結果

男女の平等感

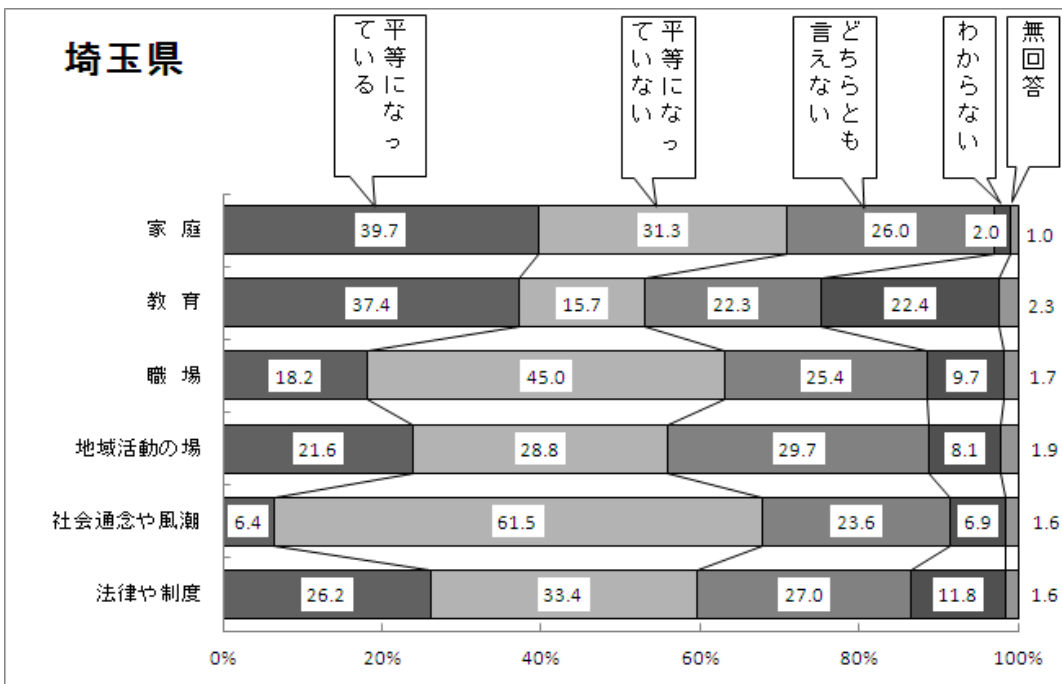
本庄市の各分野ごとの男女の平等感を見ると、「家庭」「教育」「地域活動の場」「法律や制度」では比較的平等感が高く、「職場」「社会通念」では平等感が低いということが分かります。これは、埼玉県全体の調査結果とほぼ同じ傾向であり、依然として習慣やしきたりに対する不平等感が残っています。

図表 - 24



資料: 本庄市生涯学習推進計画策定にかかるアンケート調査(平成24年度)

図表 - 25

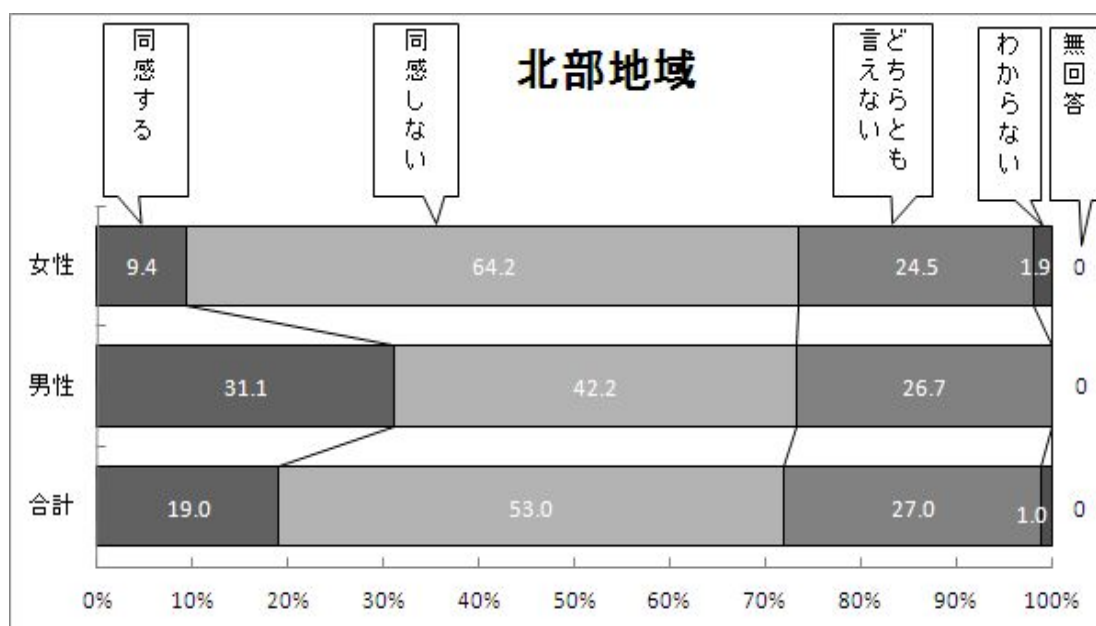


資料: 埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査(平成24年度)

性別役割分担意識

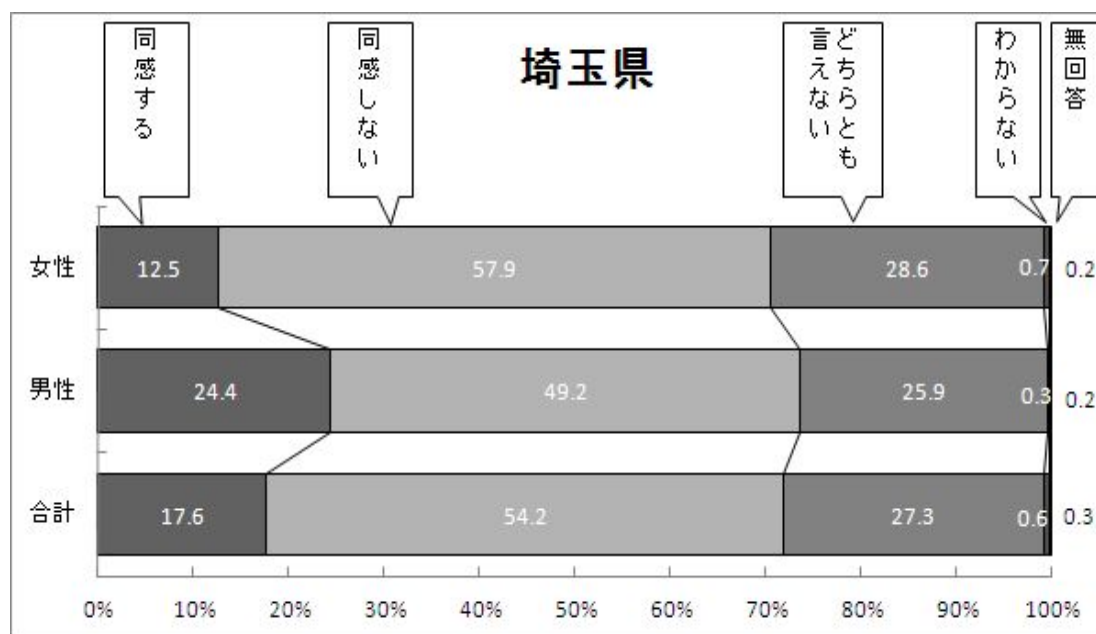
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識についてどう思うかたずねたところ、北部地域では「同感する」と答えた人の比率は19%、「同感しない」と答えた人の比率は53%と、埼玉県全体の比率と大きな差は見られませんでした。「同感しない」と答えた人の比率が以前の調査結果より増えている一方、「同感する」と答えた人の比率も増えており、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っています。

図表 - 26



資料:埼玉県男女共同参画に関する意識実態調査(平成24年度)

図表 - 27

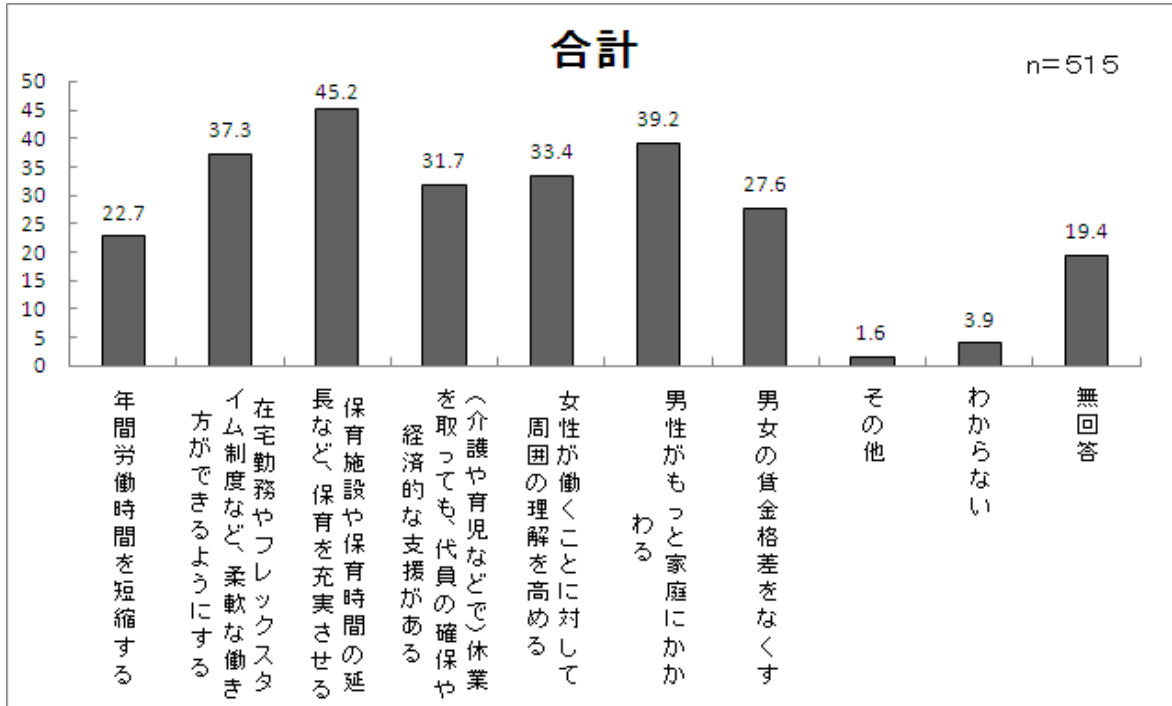


資料:埼玉県男女共同参画に関する意識実態調査(平成24年度)

仕事とその他の活動との両立に必要なこと

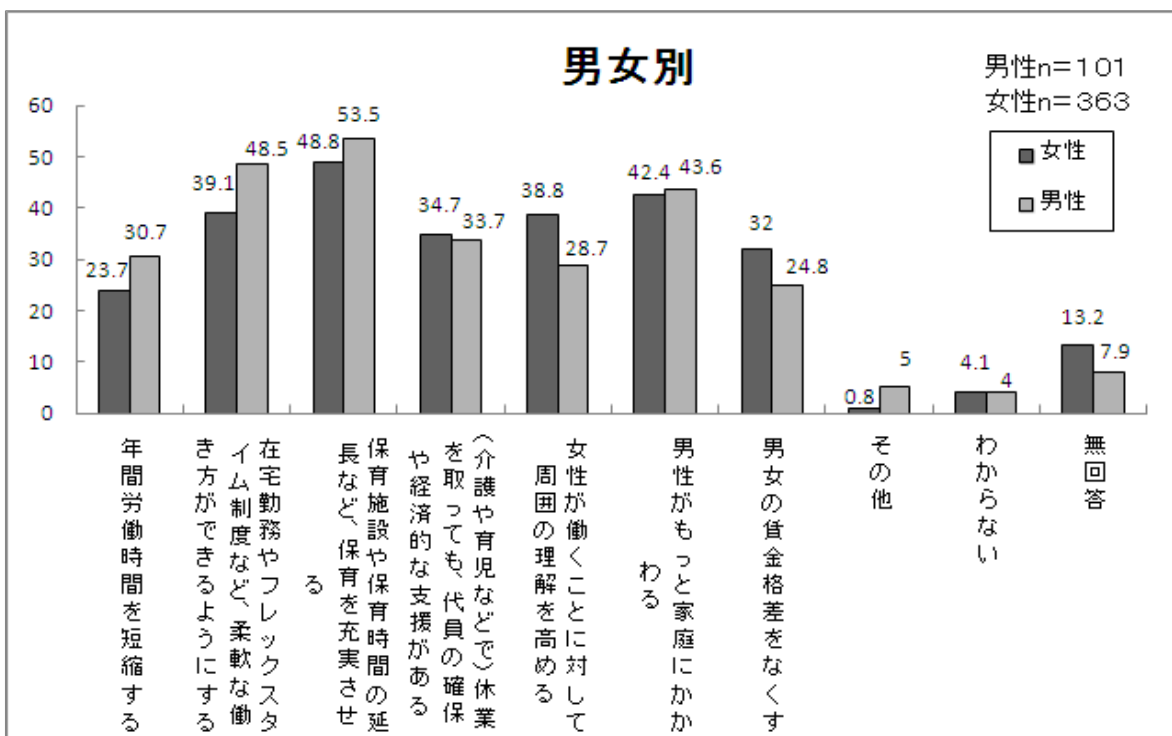
男性も女性も、働きながら、趣味や地域活動、家事などにも時間を十分使えるようになるためには、どのようなことが必要だと思うかたずねたところ、最も意見が多かったのは男性も女性も「保育の充実」であり、次が「男性がもっと家庭にかかわること」、「柔軟な働き方ができるようにする」と答えた人が多い結果となりました。

図表 - 28



資料:本庄市生涯学習推進計画策定にかかるアンケート調査(平成19年度)

図表 - 29

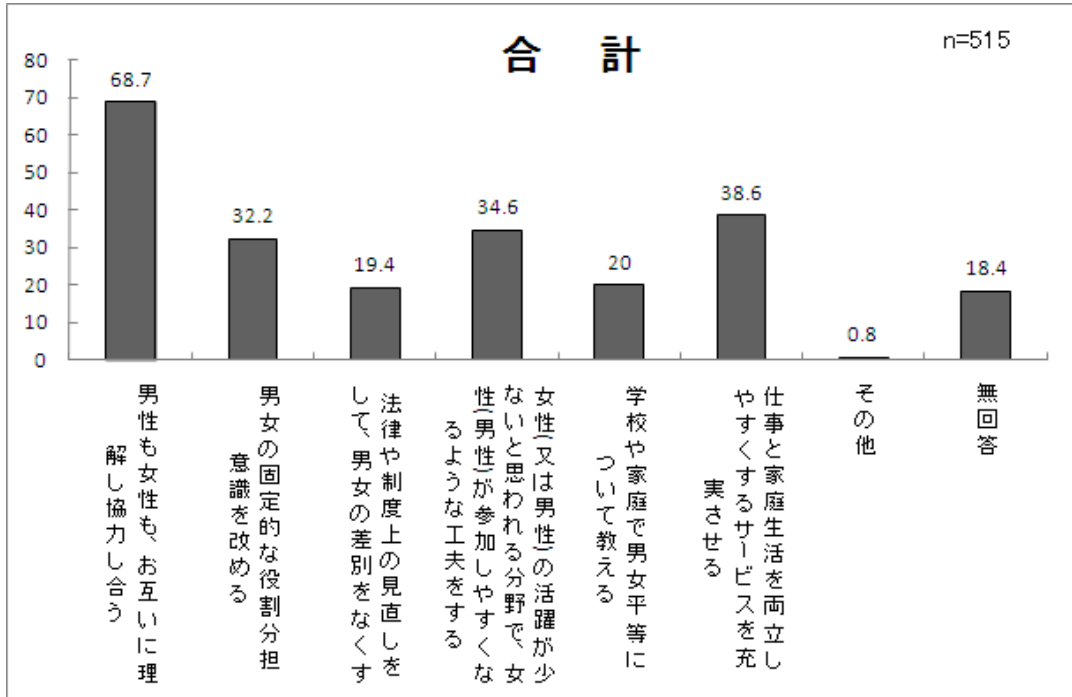


資料:本庄市生涯学習推進計画策定にかかるアンケート調査(平成19年度)

男女共同参画社会の実現のために必要なこと

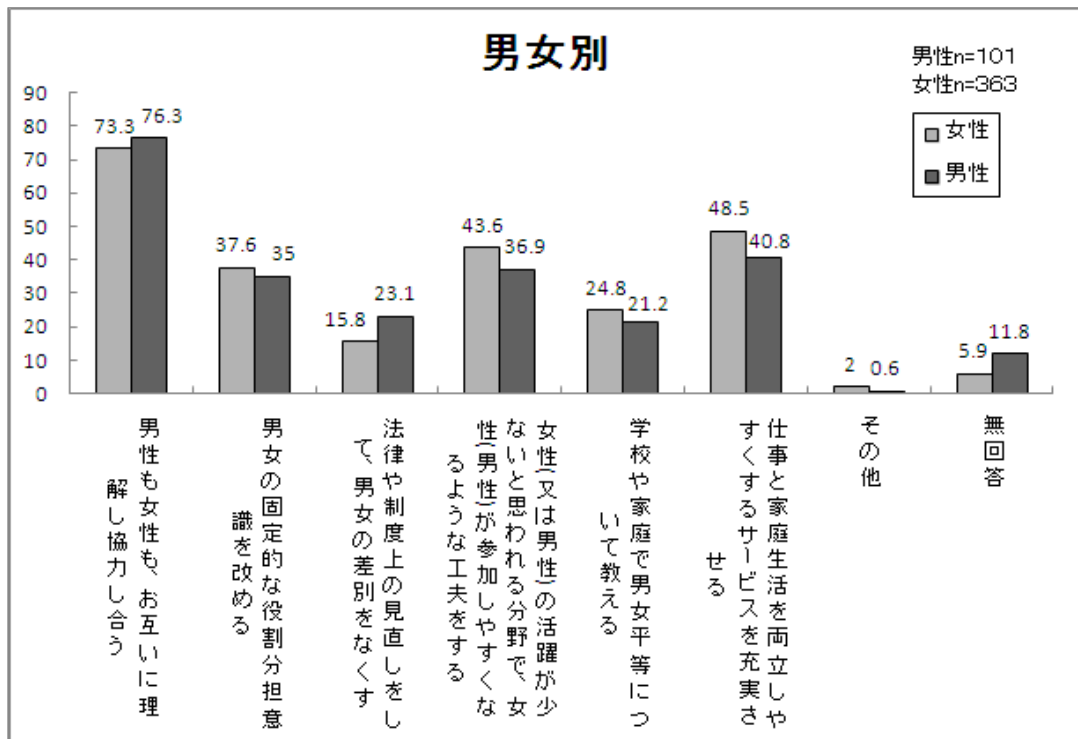
男性も女性も、一人一人が自分らしさを発揮して、社会のあらゆる分野でともに生き生きと活躍できるようにするためには、どのようなことが特に必要だと思うかたずねたところ、前回と同様、男女とも「男性も女性も、お互いに理解し協力し合う」と答えた人が最も多い結果となりました。

図表 - 30



資料:本庄市生涯学習推進計画策定にかかるアンケート調査結果(平成24年度)

図表 - 31



資料:本庄市生涯学習推進計画策定にかかるアンケート調査結果(平成24年度)

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）が、国連総会において昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることを決議しました。

昭和50年（1975年） 国際婦人年
国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）

「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。

昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

昭和54年（1979年）
第34回国連総会開催（ニューヨーク）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。

昭和60年（1985年）
「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）

西暦2000年に向けて各国が取り組むべき指針（ガイドライン）として、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年（1995年）
第4回国連世界女性会議開催（北京）

21世紀に向けて女性の地位向上の指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、女性のエンパワメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）であるとされ、12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、女性に対する暴力や女兒等）が設定され、平成8年（1996年）までに各国政府に国内行動計画を策定することが求められました。

平成12年（2000年）
女性2000年会議開催（ニューヨーク）

「北京宣言」及び「行動綱領」についての実施状況の見直し、評価と更なる行動等が検討され、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全実施に向けた「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」（成果文書）が採択されました。

平成17年(2005年)

第49回国連婦人の地位委員会(通称:北京+10)開催(ニューヨーク)

「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

平成22年(2010年)

第54回国連婦人の地位委員会(通称:北京+15)開催(ニューヨーク)

「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価について、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

平成23年(2011年)

女性に関する4つの機関、国連女性基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室(OSAGI)、国際女性調査訓練研修所(UN-INSTRAW)を統合して、新たな機関UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)が発足しました。

(2) 国の動き

昭和50年(1975年)

「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、女性の地位向上のための国内本部機構として総理府(現内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置されました

昭和52年(1977年)

今後10年間の女性関連施策の方向性を示した「国内行動計画」を策定し、女性問題解決についての目標を明らかにしました。

昭和60年(1985年)

国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定や家庭科の男女共修など国内法等の整備を進め、世界で72番目に女子差別撤廃条約を批准しました。

昭和62年(1987年)

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成6年(1994年)

「婦人問題企画推進本部」を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を設置し、併せて、総理府(現内閣府)大臣官房に「男女共同参画室」(現男女共同参画局)を、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」(現男女共同参画会議)を設置して国の推進体制を拡充、強化しました。

平成8年(1996年)

北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」を総合的・体系的に整備しました。

平成11年(1999年)

「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題として位置づけられました。

平成12年(2000年)

基本法に基づき、「男女共同参画社会基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的な方向や具体的な施策の内容を示しました。

平成13年(2001年)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、配偶者等からの暴力(DV)にかかる通報、相談、保護、自立支援等の態勢整備が盛り込まれた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されました。

平成16年(2004年)

DV防止法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、都道府県に基本計画の策定が義務づけられた他、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。

平成17年(2005年)

「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年(2020年)までを見通した施策の基本的方向と平成22年度(2010年度)末までに実施する具体的施策の内容が提示されました。

平成19年(2007年)

男女雇用機会均等法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、間接差別など性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等理由とする不利益取り扱いの禁止、男女労働者に対するセクシャル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化などが盛り込まれました。

平成20年(2008年)

DV防止法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし、被害者等の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定の努力義務について規定されました。

平成22年(2010年)

「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など、新たに重点分野を設定し、この計画を実効性のあるアクションプランとするために成果目標が設定されました。

(3) 埼玉県動き

昭和55年(1980年)

埼玉県の女性の地位向上の出発点として、真の男女平等の実現に向けて「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」(昭和54~60年度)が策定されました。

昭和59年(1984年)

計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行い「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」を策定しました。

昭和61年(1986年)

女性の地位向上だけに止まらず、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することをめざした「男女平等社会確立のための埼玉県計画」(昭和61~平成7年度)が策定されました。

平成2年(1990年)

計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行い「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」が策定されました。

平成7年(1995年)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う「男女共同参画社会」を確立することをめざして「2001彩の国男女共同参画プログラム」(平成7~13年度)が策定されました。

平成12年(2000年)

住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分に踏まえ、県民の意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推

進条例」が制定されました。

平成14年(2002年)

「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」(平成14~23年度)が策定され、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋が示されました。

また県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、男女共同参画推進センター(With You さいたま)が開設されました。

平成18年(2006年)

DV防止法の一部改正を受け、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

平成19年(2007年)

「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の中間見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定されました。

平成20年(2008年)

結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、埼玉県女性キャリアセンターが男女共同参画推進センター(With You さいたま)内に開設されました。

平成21年(2009年)

DV防止法の一部改正を受け、若年者への啓発、市町村の計画策定への支援などを盛り込んだ「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第2次)が策定されました。

平成24年(2012年)

国の「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえた「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成24~28年度)及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(第3次)が策定されました。

また働く場における女性の活躍を支援するため、産業労働部にウーマノミクス課が設置されました。

(4) 本庄市の動き

旧本庄市

昭和56年(1981年)

企画課企画係内に女性問題を所管する組織が設置されました。

昭和57年(1982年)

第2次本庄市総合振興計画を策定し、その中で「婦人の地位の向上を図る」項目を設け、毎年女性問題講演会や啓発リーフレットの発行等をとおして啓発事業を行いました。

平成6年(1994年)

平成5年(1993年)に埼玉県的女性行政推進モデル市町村の指定を受け、市民の声を反映した計画づくりを行うため、市民各層からの参画を得て「本庄市女性政策推進審議会」を設置しました。

平成7年(1995年)

「本庄市女性政策推進審議会」の答申を指針として、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方針及び施策の方向を示す「本庄市男女共同参画プラン」(平成8～17年度)を策定しました。

旧児玉町

平成14年(2002年)

「児玉町男女共同参画プラン懇話会」を設置し、アンケート調査を実施するなど広く町民の意見を聴くとともに、施策の方向を示す「児玉町男女共同参画プラン」(平成15～24年度)を策定しました。

本庄市(平成18年1月合併後)

講演会の開催や広報紙の発行など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行いました。

平成20年(2008年)

「本庄市総合振興計画」(平成20～29年度)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、基本法及び旧市町のプランを踏まえながら、総合的かつ計画的に推進するための新たな基本計画として「本庄市男女共同参画プラン - ともに支えあい^{ひと}男と女^{ひと}がかがやくまち本庄 - 」(平成20～24年度)を策定しました。

平成22年(2010年)

配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくりを進めるために「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(平成22～24年度)を策定しました。

平成23年(2011年)

企画財政部人権推進課内に本庄市配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を整備し、被害者の保護と支援のため、関係機関との連携を図りました。

3 課題の取りまとめ

(1) 男女の平等感と性別役割分担意識

17 ページの 男女の平等感の意識調査結果を見ると、「家庭」「教育」「地域活動の場」「法律や制度」で平等感が高く、「職場」「社会通念」では平等感が低くなっています。特に県の調査の「社会通念」では 61.5%の人が「平等になっていない」と答え、依然として習慣やしきたりに対する不平等感が残っています。

一方、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識では、18 ページの調査結果を見ると「同感しない」と答えた人の割合が女性 57.9%、男性 49.2%と男女ともに年々増加していますが、「男性は仕事、女性は家庭」という考えに「同感する」と答えた人が女性 12.5%、男性 24.4%いることから、固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。

このような「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」による固定的な役割分担意識や習慣・しきたりなどの社会通念は個人の能力を發揮する機会や、自由に活躍できる機会をさまたげている要因となっています。一人ひとりが自分の可能性にチャレンジでき、その個性と能力を十分發揮できるよう、性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識の解消と社会における制度や慣行の見直しが必要となっています。

(2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

本市は、審議会等において女性委員を積極的に登用するものとして、委員に占める女性の登用率を 30%と定め、各審議会に女性の登用率の向上を図ってまいりましたが、平成 23 年 4 月 1 日時点で 19.7%と県内市町村平均より低い状況です、また、自治会長では 0%と県内市町村合計の 3.8%を大きく下回っています。

しかし、女性議員では 27.3%と県内平均 19.96%を大きく上回っており、本市の女性職員比率では 32.2%と県内平均より若干下回っていますが、役付女性職員では 26.6%と県内平均より若干上回っています。

男女が共に住みやすい社会を構築するには、あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画し、共に利益を享受し、共に責任を担う必要があり、今後も引き続き、審議会委員など市民参加の機会に女性の参画を促進します。

(3) 労働と生活

全国・県の雇用形態を見ると、男女ともに正規の職員・従業員の比率がますます低下し、女性はパート等の非正規雇用者の比率が50%を超えています。

本市の男女別労働状態を見ると、女性は「非労働力」、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の順に多い状況に変化は有りません。

女性の年代別労働力率は、男性に比べて30歳代で落ち込んでいるM字型曲線であり、埼玉県男女共同参画基本計画（平成24年作成）の重点的に取り組む事項として新たにM字カーブ問題の解消が掲げられています。

雇用の分野では、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正などにより、法律や制度の面では改善が進められてきましたが、現実には、男女の労働環境の不平等感は今なお残っており、今後はこれらを改善していくことが求められます。

本市が行ったアンケート調査の結果によると、仕事とその他の活動との両立に必要なこととして最も意見が多かったのは「保育の充実」で、その次が「男性がもっと家庭にかかわること」と、前回調査の上位2項目が入れ替わっていますが、引き続き、子育て施策の充実が必要であり、また、男性も女性も働きながら、趣味や地域活動と家庭を大切にすワークライフバランスを推進していく必要があります。

(4) 全般(まとめ)

ここ数年の変化としては、東日本大震災により避難所における女性の視点が不足していたことがクローズアップされたことや、原子力発電所の停止により生産、雇用、消費などへの影響が長期にわたることが考えられ、経済や雇用環境の悪化に拍車をかけています。

本市のDVと児童虐待の件数を見ると近年急増しており、雇用環境の悪化も大きな要因と考えられます。

また、本市の外国人登録者数は平成20年をピークに減少しており、総人口の減少と高齢化、少子化の進行により生産年齢人口の減少が懸念されます。

目まぐるしく変わる社会状況に対応していくには、男性も女性もこれまでの枠にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮できる社会の構築と、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、いきいきと充実した生活を送ることができる社会の両立が必要であり、市民と行政が協働して男女共同参画社会の構築を推進することが大切です。

第3章 計画策定の方向

1 推進イメージ

『ともに支えあい ^{ひと} 男と女が ^{ひと} かがやくまち 本庄』

本庄市総合振興計画においては、まちづくりの将来像を「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄 ~ 世のため、^{のち}後のため ~」と定め、地域全体でともに支え合う、市民と行政の協働・連携によるまちづくりを推進しています。

そして、この男女共同参画プランでは、将来像の実現のために『ともに支えあい ^{ひと} 男と女が ^{ひと} かがやくまち 本庄』を推進イメージとし、すべての市民が男女共同参画の十分な理解と意識を持ち、男女ともにあらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちづくりを進め、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちづくりを目指します。

2 施策体系

		政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	
<p>あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄 〓 世のため、後のため</p>	<p>ともに支えあい 男と女が かがやくまち 本庄</p>	<p>1 男女の人権が尊重される意識づくり</p>	<p>(1)人権を尊重する意識啓発</p>	① 人権尊重意識の高揚	人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催 人権啓発活動の推進	
				② 男女共同参画の視点に立った意識啓発	男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催 固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動	
				<p>(2)男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進</p>	① 学校における男女平等教育、学習の推進	男女平等教育の推進 教職員の研修の充実 保護者・PTAへの啓発の充実 体験学習の充実
			② 生涯学習における男女共同参画の推進		男女共同参画に関する講座の実施 学習情報の提供 男性向け講座の開催	
			<p>(3)配偶者等からの暴力(DV)の根絶</p>		① 暴力の根絶のための意識啓発	DV防止に向けた啓発の充実 若年層への啓発事業の推進
				② 相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターの周知・充実 相談員の資質の向上 関係機関との連携 加害者対策の実施	
				③ 自立支援対策の充実	関係機関との連携	
			<p>2 政策や方針の立案及び決定への体制づく</p>	<p>(1)政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画</p>	① 審議会等における女性委員の割合の増加	審議会等における女性委員の割合の向上
					② 個人の能力開発の推進	市職員研修の充実 適正な市職員配置の推進 女性管理職の登用
		<p>3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり</p>	<p>(1)男女とも働きやすい環境づくり</p>	① 職場における男女平等の促進	男女雇用機会均等法の周知 女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	
				② 労働相談事業の充実	労働法律相談の充実 再就職支援のための情報提供	
				③ 農業、商工業における男女共同参画の推進	労働セミナー等の開催 家族経営協定の締結促進 農業従事者への支援	
				④ 事業所に対する啓発	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発 労働時間の短縮 を含めた仕事と生活時間の調和の推進 育児休業、介護休業取得の促進	
			<p>(2)子育てや介護を担う家族への支援</p>	① 地域で支える子育て環境の充実	乳幼児健診・家庭訪問の充実 妊婦健康診査の実施 ファミリーサポート事業の推進 多様な保育ニーズへの対応 保育施設の充実 学童保育の推進 つどいの広場事業の推進 子育てに関する相談体制の推進 留守家庭児童の就 学支援 「親の学習」の推進	
				② 男女がともに支える介護への支援	介護に関する相談窓口のPR 介護予防の取り組み 介護者への支援 介護保険制度の周知	
			<p>(3)安心して暮らせる生活への支援</p>	① 高齢者のいきがいづくりへの支援	老人クラブへの支援 高齢者への各種支援 高齢者への就労支援	
				② 障害者への支援	障害者相談事業の実施 障害者の就労支援 障害者に対する各種支援の実施	
				③ 防犯体制の整備	非行防止緊急パトロールの実施 防犯活動ボランティアの育成 地域での防犯体制の推進 各種団体への支援	
				④ 防災体制の整備	防災の分野における男女共同参画の推進 男女共同参画の視点に立った災害時の対応	
			<p>4 心とからだの健康づくり</p>	<p>(1)男女の健康づくりへの支援</p>	① 健康保持対策の推進	各種検診体制の向上と充実 健康相談の充実 健康に関する啓発の実施 自殺防止に向けた普及活動の推進・相談支援の充実 精神的サポートへの取り組み
② 健康づくり事業の充実	生活習慣病予防のための健康教育の充実 健康づくり教室・講座の充実 中高年の健康教室					
③ 食育の推進	学校給食の充実 料理講習会を通しての食育の推進 正しい食の情報提供 地元農産物の利用促進 親子料理教室の開催					
<p>(2)生涯を通じた女性の健康支援</p>	① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知 母性保護に関する情報提供 小・中学校における保健教育の充実				
	<p>(1)市民や様々な団体との連携</p>	① 関係団体との連携体制の構築		関係機関との協力体制の構築 男女共同参画活動拠点の設置		
<p>(2)国際交流の促進</p>		② 人づくり事業の実施	市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施 各種関係団体との連携			
	<p>5 市民と協働による男女共同参画の推進</p>	<p>(1)市民や様々な団体との連携</p>	③ 情報の収集と提供	広報等による定期的な情報提供 ホームページ等による情報発信 広聴機会の拡大		
① 国際理解、交流の推進			地域における市民交流の推進 異文化体験、理解等の促進			
			② 外国籍市民への支援	外国語による生活情報の提供 日本語教室 日本語指導教室		

第4章 施策の展開

政策目標 1 男女の人権が尊重される意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が等しく、一人ひとりが自らの生き方について決定権を持ち、誇りを感じることでできる社会です。

男女平等は憲法に保障された権利ですが、これまで我が国の社会に根強く残る「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や男女間の社会的・経済的な力の格差が、「男が上で女が下」といった性差別を生み出し、女性に対する人権の視点での配慮が欠ける状況となっています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春やストーカー行為などの女性に対する暴力も後を絶ちません。

男女が個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不平等な扱いや性に起因する暴力を受けることのないよう、家庭や地域、学校教育等の様々な機会を通じて意識の啓発を図り、相談体制の充実に努めます。

ドメスティック・バイオレンス／DV：夫婦や恋人などの親密なパートナーからの暴力を言います。身体的な暴力だけでなく、言葉によって精神的苦痛を与えること、生活費を渡さず経済的に圧迫することなども暴力に含まれます。

セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

ストーカー行為：特定の他者に対して執拗につきまとう行為を言います。

評価項目	平成 19 年度	平成 24 年度
家庭、職場、地域など各分野ごとに男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	家庭 24.2%	家庭 24.5%
	教育 47.4%	教育 47.9%
	職場 10.4%	職場 12.2%
	地域活動の場 19.0%	地域活動の場 23.4%
	社会通念 9.6%	社会通念 8.6%
	法律や制度 18.2%	法律や制度 18.9%

本庄市生涯学習推進計画策定にかかるアンケート調査報告書

市民満足度	現状	目標値(平成29年)
差別のない社会の実現(人権尊重、男女共同参画等)	31%	35%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 人権を尊重する意識啓発

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意義を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として尊重され、共に社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

施策の中項目 ① 人権尊重意識の高揚

主要事業	事業概要	担当課
人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催	個人の尊重、法の下での平等が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。 各公民館において、利用者団体を対象にした人権教育研修会を開催します。	市民活動推進課 生涯学習課
人権啓発活動の推進	啓発冊子・啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。	市民活動推進課

施策の中項目 ② 男女共同参画の視点に立った意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種セミナーや講座を開催します。	市民活動推進課
固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課

施策の大項目(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を發揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重しあい、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

施策の中項目 ① 学校における男女平等教育、学習の推進

主要事業	事業概要	担当課
男女平等教育の推進	男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育課
教職員の研修の充実	教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育課
保護者・PTA への啓発の充実	学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。 学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校 PTA 家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	学校教育課 生涯学習課
体験学習の充実	各学校における係り活動や当番活動、委員会活動等において、男女が互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育課

施策の中項目 ② 生涯学習における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
男女共同参画に関する講座の実施	男女平等社会の確立に向け、意識と能力を高め社会に参画する力を付ける講座や男女共同参画意識を高める講座を開催します。	市民活動推進課
学習情報の提供	市の広報紙等に講座情報を掲載し、各公民館にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課
男性向け講座の開催	男性が家庭にかかわるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし、実際にはそうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ被害が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的な役割分担意識や社会的・経済的な力の格差や、暴力を容認する社会風潮などがあり、女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での大きな課題となっています。

暴力は身近で重大な人権侵害であるという認識を高め、対処していくために、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若い世代への啓発事業を展開し、将来のDV被害者や加害者とならないよう早期予防に取り組み、安心して相談できる環境の整備、また関係機関との連携体制を整備し、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図ります。

施策の中項目 ① 暴力の根絶のための意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、ドメスティック・バイオレンスに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	市民活動推進課
若年層への啓発事業の推進	市内公立小中学校における人権教育・人権啓発の充実を図ります。 市内高等学校と協力し、高校生へのパンフレット配布、若年層を対象としたDV予防事業の実施により意識啓発を推進します。	学校教育課 市民活動推進課

施策の中項目 ② 相談体制の充実

主要事業	事業概要	担当課
配偶者暴力相談支援センターの周知・充実	被害者にとって最も身近な相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実を図ります。 ・主な機能 相談や相談機関の紹介 緊急時における安全確保及び一時保護依頼の受付 自立のための情報提供 保護命令制度の利用についての情報提供	市民活動推進課

相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民活動推進課
関係機関との連携	庁内 既存の庁内連絡会議等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障害者に考慮した相談体制の充実を図る。 庁外 警察や民生委員等、地域の関係機関との連携によるネットワークづくり	市民活動推進課 関係各課
加害者対策の実施	加害者の追求に対し適切な対応が出来るよう、職員に対し、加害者対策の周知をはかります。	市民活動推進課

施策の中項目 ③ 自立支援対策の充実

主要事業	事業概要	担当課
関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。 ・主な支援 生活基盤の確保 各種情報提供及び手続きの支援 心身の回復に向けた支援 同伴の子どもに対する支援 就労に向けた支援 被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センター等DV支援に関する機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います	市民活動推進課 関係各課 市民活動推進課 関係機関

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	1,215人	平成24年度	2,289人	平成29年度
男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	87人	平成24年度	100人	平成29年度

政策目標 2 政策や方針の立案及び決定への体制づくり

女性の社会進出は進んでいますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

男女が、同じ社会の構成員として、ともに利益を得ながら責任を担うには、女性が、更に様々な分野の政策や方針等の立案及び決定の過程に積極的に関わることが重要です。

市が率先して審議会等への女性委員の割合を高めるなど取り組みを進めることにより、市民や社会の関心を促し、地域、各種団体、事業所などあらゆる分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大してゆくことを目指します。

施策の大項目(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画

女性の意見が市政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。また、市の政策決定にかかわる女性管理職は少ない状況であり、管理職への登用が進むよう人材育成を図ります。

施策の中項目 ① 審議会等における女性委員の割合の増加

主要事業	事業概要	担当課
審議会等における女性委員の割合の向上	各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	市民活動推進課

施策の中項目 ② 個人の能力開発の推進

主要事業	事業概要	担当課
市職員研修の充実	「本庄市人材育成基本方針」に基づき、研修の充実を図ります。	行政管理課
適正な市職員配置の推進	「組織編成方針」等による定員の計画に基づき、職員配置を行います。	行政管理課
女性管理職の登用	女性管理職を積極的に登用します。	行政管理課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合)	21.6%	平成24年度	30%	平成29年度

政策目標 3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり

育児や介護、家事などの家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っているということが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

男女が家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促し、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境整備を進めることが重要です。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者や障害者への支援を行い、防犯・防災体制の整備を進めます。

市民満足度	現状	目標値(平成29年)
勤労者対策の推進(勤労者福祉、就業支援等)	13%	18%
子育て支援の強化	20%	32%
高齢者福祉の充実	20%	25%
障害者福祉の充実	19%	24%
地域福祉の推進	20%	25%
防犯体制の充実(防犯活動等)	32%	40%
危機管理体制の充実(防災体制、消防体制等)	35%	40%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 男女とも働きやすい環境づくり

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、男女が働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和について考え方の普及に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

更に、農業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

パワー・ハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせのことを言います。会社などで職権などの権力差(パワー)を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

施策の中項目 ① 職場における男女平等の促進

主要事業	事業概要	担当課
男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	商工課
女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などにかかる労働環境の改善を事業主に働きかけます。	商工課
多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働けるよう労働環境の整備を促進します。	商工課

施策の中項目 ② 労働相談事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
労働法律相談の充実	雇用情勢が悪化する中、労使間のトラブルの増加に対応するため、弁護士による労働法律相談を充実します。	商工課
再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、団体等と行政が連携して、雇用の確保や労働環境の整備を積極的に推進します。	商工課

施策の中項目 ③ 農業、商工業における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
労働セミナー等の開催	就業の継続を願う男女が、安心して仕事が続けられる環境整備を目指して労働セミナーを開催します。	商工課
家族経営協定の締結促進	家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生き甲斐を持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行なう家族経営協定の締結を促進します。	農業委員会事務局
農業従事者への支援	農業従事者の高齢化や後継者不足を解消し、男女が積極的に農業の担い手として参画するきっかけ作りとして、独身就農者の出会いの場作りを支援します。	農政課 農業委員会事務局

施策の中項目 **4** 事業所に対する啓発

主要事業	事業概要	担当課
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	商工課
労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制等の導入を推進します。	商工課
育児休業、介護休業取得の促進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めます。	関係各課

フレックスタイム制：労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つを言います。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的です。

育児休業：1歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度です。この制度は、性別にかかわらず利用できます。

介護休業：介護を必要とする家族をもつ労働者が、介護のために一定期間休暇をとることを保障する制度です。この制度は性別にかかわらず利用できます。

施策の大項目(2) 子育てや介護を担う家族への支援

女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、男女が仕事や地域活動を安心して行うために、保育所の整備や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

施策の中項目 ① 地域で支える子育て環境の充実

主要事業	事業概要	担当課
乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法による健診や相談を実施すると共に「赤ちゃん訪問事業」の推進を図ります。	健康推進課
妊婦健康診査の実施	妊娠の経過の観察と妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査を実施します。	健康推進課
ファミリーサポート事業の推進	子育て中の保護者の負担を軽減するため、市民間で子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て支援課
多様な保育ニーズへの対応	保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育及び一時保育等の特別保育事業を実施します。	子育て支援課
保育施設の充実	多様な保育サービスを提供するため、保育施設の充実に努めます。	子育て支援課
学童保育の推進	公立学童保育室の運営及び民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	子育て支援課
つどいの広場事業の推進	子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりのため、乳幼児親子が自由に集まり、交流できる場を開催し、その中で子育てに関する相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
子育てに関する相談体制の推進	育児不安や育児の孤立化を防ぐため、育児相談、悩みのカウンセリング、情報提供、専門機関への紹介などの支援を行います。	子育て支援課
留守家庭児童の就学支援	勤務等で保護者が不在となる家庭の児童生徒が、親族宅や学童保育所に下校する場合は、下校先の校区の学校に就学できるよう支援します。	学校教育課
「親の学習」の推進	子を持つ親を対象にした「親が親として育ち親になるための学習」と青少年を対象にした「親になるための学習」を推進し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課

施策の中項目 ② 男女がともに支える介護への支援

主要事業	事業概要	担当課
介護に関する相談 窓口のPR	介護保険関連の各種通知書の封筒を使い、窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、窓口の存在の周知に努めます。	介護いきがい課
介護予防の取り組み	自立した生活が送れるよう運動・栄養・口腔改善の事業を行います。また、筋力アップ教室を毎週開催して介護を必要としない体作りに努めます。	介護いきがい課
介護者への支援	介護者教室を開催して介護方法や介護者の健康づくりを後押しします。	介護いきがい課
介護保険制度の周知	介護に関する相談者や申請者に対し、介護認定の流れや各種介護サービスの利用などについて窓口での周知に努めるほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、制度の周知に努めます。	介護いきがい課

施策の大項目(3) 安心して暮らせる生活への支援

高齢者がいきがいをもって生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行います。

障害者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障害者への各種支援を行います。

また、誰もが、安心して暮らせるよう犯罪の起きにくいまちづくりを進めるための防犯体制や不測の事態に備えた防災体制の整備を進めます。

施策の中項目 ① 高齢者のいきがいづくりへの支援

主要事業	事業概要	担当課
老人クラブへの支援	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野でいきがいを持って生活できるよう支援を行います。	介護いきがい課
高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスを提供していきます。	介護いきがい課
高齢者への就労支援	高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	介護いきがい課
高齢者の学習の場の提供	市民総合大学高齢者コースを開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

施策の中項目 ② 障害者への支援

主要事業	事業概要	担当課
障害者相談事業の実施	身体、知的、精神障害児・者の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。	障害福祉課
障害者の就労支援	ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	障害福祉課
障害者に対する各種支援の実施	障害者自立支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	障害福祉課

施策の中項目 ③ 防犯体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
非行防止緊急パトロールの実施	本庄市青少年育成市民会議、青少年育成推進員、学校の教師・PTA・警察などの協力で、年間6回のパトロールを実施します。	生涯学習課
防犯活動ボランティアの育成	防犯ボランティア連絡協議会組織の増強を図るとともに、研修会・講習会を開催します。	危機管理課
地域での防犯体制の推進	防犯灯の設置費・電気料を補助することにより防犯体制を整備します。	市民活動推進課
各種団体への支援	防犯ボランティア団体に対して啓発品・防犯パトロール用品を配付します。	危機管理課

施策の中項目 ④ 防災体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
防災の分野における男女共同参画の推進	防災の分野に男女共同参画の視点を取り入れた、地域防災計画に改定します。	危機管理課
男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、避難所運営組織には女性を含めます。また女性に対する暴力等を防ぐため女性相談窓口の設置、女性相談員の配置もしくは、巡回をします。	危機管理課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
職場における男女比の割合	42.3%	平成 24 年度	50%	平成 29 年度
ファミリーサポート援助活動件数	1,106 件	平成 24 年度	1,260 人	平成 29 年度
学童保育利用児童数の割合	29%	平成 24 年度	30%	平成 29 年度
つどいの広場事業参加者数	8,456 人	平成 24 年度	9,300 人	平成 29 年度
子育てに関する相談件数	901 件	平成 24 年度	1,200 件	平成 29 年度
介護予防事業参加者数	1,200 人	平成 24 年度	1,300 人	平成 29 年度
介護者支援事業参加者数	66 人	平成 24 年度	80 人	平成 29 年度
市民総合大学高齢者コース参加者数	1,255 人	平成 24 年度	1,500 人 (総合) 2,100 人 (地区)	平成 29 年度
障害者雇用率	データなし	平成 24 年度	1.70%	平成 29 年度
防犯活動ボランティア団体数	88 団体	平成 24 年度	104 団体	平成 29 年度

政策目標 4 心とからだの健康づくり

個々の体力に応じた健康を保持し、快適な社会生活を送ることは、多くの人が望むところです。情報提供や健康相談等の支援を行い、健康づくり事業の充実に努めます。

また、女性の健康は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるような意識の啓発を図る必要があります。

男女が互いの身体の特徴を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる意識づくりを進め、女性の自己決定権が尊重されるよう「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及に努めます。

市民満足度	現状	目標値(平成29年)
健康づくりの推進	50%	60%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 男女の健康づくりへの支援

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康を維持するため、各種健診や相談などの対策を行い、健康づくり事業の充実を図ります。

また、食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と食育の推進を図ります。

施策の中項目 ① 健康保持対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
各種検診体制の向上と充実	市民の健康管理を推進するため、各種がん検診を実施することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康推進課
健康相談の充実	健康に関する疑問や心配ごとに対して、保健師・栄養士等による健康相談を実施し、健康への適切なアドバイスをします。	健康推進課
健康に関する啓発の実施	健康について自覚を促すため、健康保持のための正しい知識の啓発に努めます。	健康推進課
自殺防止に向けた普及活動の推進・相談支援の充実	家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような人材の養成(ゲートキーパー等)・自殺予防(心の健康)に対する相談窓口機能を強化するとともに、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。	健康推進課
精神的サポートへの取り組み	主に精神障害者に対して、保健師等による訪問や相談などを実施します。	障害福祉課

施策の中項目 ② 健康づくり事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
生活習慣病予防のための健康教育の充実	生活習慣病を予防するため、特定健診・特定保健指導と併せて相談・教室・講座の実施を図ります。	健康推進課
健康づくり教室・講座の充実	健康づくりの普及と啓発のため医師・保健師・栄養士等による健康教室・講座を開催し、適切な健康教育を図ります。	健康推進課
中高年の健康教室	中高年を対象にした健康教室として、各公民館で、ヨガや太極拳、3B体操、トリム体操等、様々な分野の教室を開催します。	生涯学習課

施策の中項目 ③ 食育の推進

主要事業	事業概要	担当課
学校給食の充実	行事給食、季節の食材や地域で採れた食材を使った献立の実施により楽しみながら食育について学びます。 栄養士による献立の検討会議等の実施により質の向上を図ります。 除去食及び代替食によるアレルギー対応に努めます。	学校教育課 教育総務課 (本庄上里学校給食センター)
料理講習会を通じた食育の推進	親子料理教室や食生活改善推進員による料理講座を通じ、食育の推進を図ります。	健康推進課
正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促すため広報紙や啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。	健康推進課
地元農産物の利用促進	学校給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取り組みを進めます。	教育総務課
親子料理教室の開催	親子で食生活に対する関心と正しい知識を学ぶため子ども夏休み体験教室を行い、親子料理教室を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(2) 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の考え方の普及に努めます。

また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働けるよう母性保護と健康管理について情報提供を行います。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを決定する権利を言います。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方です。

施策の中項目 ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう広報紙や啓発パンフレット等により、啓発に努めます。	健康推進課
母性保護に関する情報提供	市民に対して母性保護の情報を提供し、母性に対する理解と協力が得られるようPRに努めます。	健康推進課
小・中学校における保健教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性に関する指導）の充実に努めます。	学校教育課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	（年度等）	目標値	（年度等）
高齢者の特定健診受診率	23.10%	平成 24 年度	60%	平成 29 年度

政策目標 5 市民と協働による男女共同参画の推進

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

地域、団体、ボランティア、企業等との協働体制を築き、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策を展開していきます。

市民満足度	現状	目標値（平成29年）
協働の仕組みの構築（市民との協働、企業との協働等）	15%	20%
市民参加の推進	45%	60%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 市民や様々な団体等との連携

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向け、市民と協働して事業を実施します。

更に、関係機関と連携して課題に取り組み、市政の範囲を超える場合は、国、県と連携を図ります。

施策の中項目 ① 関係団体との連携体制の構築

主要事業	事業概要	担当課
関係機関との協働体制の構築	事業者、地域団体、NPO、関連組織と情報交換を進め、社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。	関係各課
男女共同参画活動拠点の設置	男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワーク作りの場としての拠点を市役所内に設置します。	市民活動推進課

NPO：特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等で、行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織を言います。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っています。

施策の中項目 ② 人づくり事業の実施

主要事業	事業概要	担当課
市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施	男女共同参画の理解と認識を深め、市民の主体的な取り組みを促すため、市民と協働して講座やセミナー等を開催します。	市民活動推進課
各種関係団体との連携	各種関係団体と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。	市民活動推進課

施策の中項目 ③ 情報の収集と提供

主要事業	事業概要	担当課
広報等による定期的な情報提供	毎月1日発行の「広報ほんじょう」や15日発行の「広報ほんじょうお知らせ版」等を通じた全市民向けの啓発活動を推進します。	秘書広報課 市民活動推進課
ホームページ等による情報発信	ホームページを通じて、各種講座・イベント等の募集・紹介や啓発記事を発信します。	秘書広報課 市民活動推進課
広聴機会の拡大	市民と市長の対話集会、市長への手紙、Infoメール等を活用し、市民の意見を聴く手段を拡大させます。	秘書広報課

施策の大項目(2) 国際交流の促進

多様な価値観や文化にふれることにより、国際感覚を養い、国際理解の推進に努めます。

また、外国籍市民が地域社会で安心して暮らせるよう、生活情報や日本語学習の機会を提供します。

施策の中項目 ① 国際理解、交流の推進

主要事業	事業概要	担当課
地域における市民交流の推進	市民の国際性を育むため、国際交流協会等民間団体による国際交流を促進させます。	秘書広報課
異文化体験、理解等の促進	国際交流協会の活動や大学との協力により、市民が積極的に外国の言語や文化、料理を学習する機会を提供し、市民の国際理解を高めます。	秘書広報課

施策の中項目 ② 外国籍市民への支援

主要事業	事業概要	担当課
外国語による生活情報の提供	国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国籍市民へ外国語による生活情報を提供します。	秘書広報課
日本語教室	外国籍市民への支援のため日本語教室のボランティアによる日本語教室を開催します。	生涯学習課
日本語指導教室	市内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。	学校教育課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの開催回数	0回	平成 24 年度	1回	平成 29 年度

第5章 計画の推進体制

この計画を効果的に推進し、目標を達成するため、各関係機関等が連携・協力しながら、男女共同参画についてそれぞれ主体的に取り組む必要があります。

1 庁内推進体制による全庁的な推進

本庄市男女共同参画推進会議により、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、調査及び研修を実施し総合的に推進します。

また、この計画の目標達成に向け、本計画に掲げた各課の取り組みについてP D C Aサイクルにより進行管理をします。

2 関係団体との連携体制の構築(再掲)

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワーク作りの場としての拠点を市役所内に設置し、事業者、地域団体、N P O、関連組織と情報交換を進め、社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。

3 男女共同参画条例の制定

今後の男女共同参画の施策の推進にあたり、男女共同参画条例の制定について調査・研究を行い、庁内での調整を行います。

参 考 资 料

日本国憲法(抄)

(昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行)

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。〔2、3項略〕

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ

た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を立案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を立案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有

- する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみ

なされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

- 第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

- 第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律の(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年 埼玉県条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係

る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

(1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

(2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

(3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

(4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合に当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

(5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

(6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

- (7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若し

くは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

本庄市男女共同参画審議会条例
(平成18年1月10日 条例第19号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本庄市における男女共同参画社会の形成の促進に資するため、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の推進に関する事項を調査及び審議する本庄市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本庄市男女共同参画行動計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員を委嘱する場合、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第5号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

本庄市男女共同参画推進会議設置要綱

(平成18年1月10日 告示第4号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、調査及び研究を実施し、総合的に推進するため、本庄市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。
(1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進に関すること。
(2) 男女共同参画に関する施策について関係部課との連絡調整に関すること。
(3) その他男女共同参画に関する施策について必要と認められること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に定める職にある者とする。
2 推進会議には会長及び副会長を置く。
3 会長は、市民生活部長にある者をもって充て、副会長は市民活動推進課長の職にあるものをもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は会長が招集し、その議長となる。
2 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員を出席させることができる。
3 委員は、自らが会議に出席できないときは、当該会議の審議事項について、実質的に判断することができる職員を代わりに出席させることができる。
4 会長は、会議における審議の結果を市長に報告するものとする。

(検討グループの設置等)

第6条 推進会議は、具体的事項を調査及び研究するため、本庄市男女共同参画推進検討グループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第85号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月 日告示第 号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

企画財政部長・総務部長・市民生活部長・福祉部長・保健部長・経済環境部長・都市整備部長・総合支所長・教育委員会事務局長・議会事務局長・水道部長・市民活動推進課長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(平成13年 法律第31号)
最終改正：平成19年7月11日 法律第113号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ
とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ
ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ
す言動(以下この項において「身体に対する暴力等」
と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力
等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が
取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者
から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものと
する。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻
関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同
様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項におい
て「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
(以下この条並びに次条第1項及び第3項において
「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下こ
の条において「都道府県基本計画」という。)を定めな
なければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。
- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に
即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町
村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この
条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう
努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、
これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県
基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めると

きは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てに

より、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心^{しゅう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又

は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保

護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大

臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規

定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年 法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年 法律第113号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 推進指標一覧

No.	政策 目標	施策の 大項目	施策の 中項目	指標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)	掲載 頁
1	1	(1)	1	人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	1,215人	平成24年度	2,289人	平成29年度	35
2	1	(1)	2	男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	87人	平成24年度	100人	平成29年度	35
3	2	(1)	1	審議会等における女性委員の割合	21.6%	平成24年度	30%	平成29年度	36
4	3	(1)	1	職場における男女比の割合	42.3%	平成24年度	女性の就業割合50%	平成29年度	43
5	3	(2)	1	ファミリーサポート援助活動件数	1,106件	平成24年度	前年比1.03% 人単位繰り上げ 1,260人	平成29年度	43
6	3	(2)	1	学童保育利用児童者数の割合	29%	平成24年度	小学生1～3年 入所割合入所率 32%	平成29年度	43
7	3	(2)	1	つどいの広場事業参加者数	8,456人	平成24年度	前年度比 1.02% (10人単位繰り上げ) 9,300件	平成29年度	43
8	3	(2)	1	子育てに関する相談件数	901件	平成24年度	1,200件	平成29年度	43
9	3	(2)	2	介護予防事業参加者数	1,200人	平成24年度	1,300人	平成29年度	43
10	3	(2)	2	介護者支援事業参加者数	66人	平成24年度	80人	平成29年度	43
11	3	(3)	1	市民総合大学高齢者コース参加者数	1,255人	平成24年度	1,500人(総合) 2,100人(地区)	平成29年度	43
12	3	(3)	2	障害者雇用率	データなし	平成24年度	1.70%	平成29年度	43
13	3	(3)	3	防犯活動ボランティア団体数	88団体	平成24年度	104団体	平成29年度	43
14	4	(1)	2	高齢者の特定健診受診率	23.1%	平成24年度	60%	平成29年度	46
15	5	(1)	2	市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの開催回数	0回	平成24年度	1回	平成29年度	48

3 男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）

	国連関係	国	埼玉県	本庄市
1975 (昭50)	国際婦人世界会議 (メキシコシティ) ・「平等・発展・平和への婦人に寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択 国際婦人年 ・「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部発足 総理府婦人問題担当室設置		
1976 (昭51)	1976年から1985年までの10年を「国際婦人の10年」とする	民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に) 第1回日本婦人問題会議(労働省)	生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
1977 (昭52)		国内行動計画策定(計画期間:昭和52~61年度) 国立婦人教育会館が嵐山町に開館	婦人問題庁内連絡会議設置 埼玉県婦人問題協議会設置	
1978 (昭53)			第1回埼玉県婦人問題協議会	
1979 (昭54)	「女子差別撤廃条約」採択(国連総会)(1981年発効)			
1980 (昭55)	「国際婦人年の10年」中間世界会議(コペンハーゲン) ・サブテーマ「雇用・健康・教育」 女子差別撤廃条約署名式(57か国) 国際婦人の10年後半行動プログラム	民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3 1/2)	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定	
1981 (昭56)	「ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択(ILO総会)			企画課企画調整係に女性行政担当設置
1982 (昭57)				「第2次本庄市総合振興計画」策定
1984 (昭59)		国籍法、戸籍法一部改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ)	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	

	国連関係	国	埼玉県	本庄市
1985 (昭60)	「国連婦人の10年」最終年 世界会議(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ戦略」採択 ・2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議	「女子差別撤廃条約批准」(72番目) 「男女雇用機会均等法」成立 (昭和61年施行)	「国際婦人の10年」最終年 世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加	
1986 (昭61)			「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987 (昭62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(昭和62~平成12)		
1990 (平2)	「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連総会)		「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
1993 (平5)	世界人権会議(ウィーン) 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	「パートタイム労働法」成立・施行		「女性問題に関する意識調査」実施 「本庄市女性行政連絡会議」
1994 (平6)	世界人口・開発会議(カイロ) ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択 「ILO 第176号条約(パートタイム労働に関する条約)」採択(ILO 総会)	総理府男女共同参画室設置 内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置		「女性政策推進審議会」設置
1995 (平7)	第4回国連世界女性会議(北京) ・「行動綱領」「北京宣言」採択	「ILO 第156号条約」(家族的责任条約)批准(23番目) 「育児・介護休業法」成立 (介護休業制度を法制化。平成11年からは休業の制度化が事業主の義務)	「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	「本庄市女性行動計画策定への提言」策定 「本庄市男女共同参画プラン」策定
1996 (平8)		「男女共同参画2000年プラン」策定 (平成12年度まで)	世界女性未来会議開催「埼玉宣言」採択	

	国連関係	国	埼玉県	本庄市
1997 (平9)		「男女雇用機会均等法」改正 (一部を除き平成11年4月1日施行差別解消努力義務から差別禁止規定へセクハラ防止、ポジティブアクションへの対応) 「労働基準法」一部改正 (女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等 平成11年施行) 育児・介護休業法一部改正 (労働者の深夜業規制の制度創設)	女性センター(仮称)基本構 想策定 女性関係行政推進会議を男女 共同参画推進会議に改組	「本庄市男女共同参画 プラン実施計画」策定
1998 (平10)			女性センター(仮称)基本計 画策定	
1999 (平11)		「男女共同参画社会基本法」 成立・施行	女性問題協議会:男女共同参画 推進条例(仮称)答申	
2000 (平12)	国連特別総会「女性2000 年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画社会基本計画」 (平成13年~22年) 「ストーカー規制法」設立・ 施行	「彩の国国際フォーラム20 00」開催 「男女共同参画推進条例」施 行(苦情処理機関の設置 訴訟 支援の実施)	
2001 (平13)		内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 施行	「女性政策課」を「男女共同 参画課」に名称変更	
2002 (平14)			「男女共同参画推進プラン2 010」策定 「埼玉県男女共同参画推進セ ンター」(With You さいたま) 設立	「児玉町男女共同参画 プラン」策定
2004 (平16)		DV防止法一部改正(暴力の 定義拡大、保護命令制度拡充等)		
2005 (平17)	第49回国連婦人の地位委員 会「北京+10」閣僚級会合(ニ ューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第 2次)」策定		企画財政部企画課に男 女共同参画係設置

	国連関係	国	埼玉県	本庄市
2006 (平18)		「男女雇用機会均等法」改正 (間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止等)	「男女共同参画推進プラン2010」見直し 配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援基本計画策定	合併に伴い企画財政部 人権推進課に男女共同参 画係設置
2007 (平19)		男女雇用機会均等法一部改正 (性別による差別禁止範囲拡 大、妊娠・出産等を理由とする 不利益取り扱いの禁止、セクハ ラに関する事業主の雇用管理上 の措置の義務化等)	「埼玉県男女共同参画推進プ ラン2010」中間見直し 「埼玉県男女共同参画推進プ ラン」策定	
2008 (平20)		DV防止法一部改正(市町村 に対する基本計画策定の努力義 務、保護命令制度の拡充等)	埼玉県女性キャリアセンター が男女共同参画推進センター (With You さいたま)内に開設	「本庄市男女共同参画 プラン」(平成20～24 年度)策定
2009 (平21)			「配偶者等からの暴力防止及 び被害者支援基本計画」(第2 次)策定	
2010 (平22)	第54回国連婦人の地位委員 会「北京+15」(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計 画」策定(男性、子どもにとっ ての男女共同参画など、新たに 重点分野を設定)		「本庄市配偶者等から の暴力防止及び被害者支 援基本計画」(平成22～ 24年度)策定
2011 (平23)	ジェンダー平等と女性のエン パワメントのための国連機関 (UN Women)発足			
2012 (平24)			「埼玉県男女共同参画基本計 画」(平成24～28年度)及び 「配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援基本計画」(第3次) が策定	事務分掌の変更によ り、企画財政部人権推進 課に人権推進・男女共同 参画係設置
2013 (平25)				機構改革により、市民 生活部市民活動推進課が 新設され、市民活動推進 課内に人権推進・男女共 同参画係設置

4 計画策定の経過

平成24年10月	<p>関係各課(15課) 秘書広報課、企画課、行政管理課、自治防災課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、介護いきがい課、商工課、農政課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、農業委員会事務局、人権推進課</p> <p>「施策の展開」における各課主要事業の見直し作業</p>
平成24年12月27日	<p>第1回本庄市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)</p> <p>委嘱状交付 会長・副会長選出 第2次本庄市男女共同参画プラン(案)(以下「プラン(案)」という。)について諮問 本庄市男女共同参画審議会の運営について(案) プラン(案)について 策定スケジュールについて</p>
平成25年 1月	<p>関係各課(15課) 秘書広報課、企画課、行政管理課、自治防災課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、介護いきがい課、商工課、農政課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、農業委員会事務局、人権推進課</p> <p>「施策の展開」における各課主要事業の進捗状況表作成作業</p>
平成25年 2月22日	<p>第2回審議会</p> <p>第1回会議を終えた時点で挙げられた意見について 計画策定の方向について プラン進捗状況表について 目標値について</p>
平成25年 3月 ~ 4月	<p>関係各課(15課) 秘書広報課、企画課、行政管理課、危機管理課(旧自治防災課)、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、介護いきがい課、商工課、農政課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、農業委員会事務局、市民活動推進課(旧人権推進課、旧自治防災課)</p> <p>「施策の展開」における各課主要事業の進捗状況表(実績及び目標値設定)作成作業</p>
平成25年 6月 5日	<p>第3回審議会</p> <p>パブリックコメント前の最終プラン(案)について</p>
平成25年 8月 5日 ~ 9月 4日 (1ヶ月間)	<p>パブリックコメント実施 対象:市内在住・在勤・在学者 募集方法:持参、郵送、ファックス、電子メール</p>
平成25年10月 4日	<p>答申</p>

本庄市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成24年12月27日～平成26年12月26日

氏名 (敬称略・順不同)	選出区分	備考
小暮 ちえ子	第1号委員 市議会議員	本庄市議会議員
柿沼 綾子		本庄市議会議員
高橋 和美		本庄市議会議員
阪上 たつ子	第2号委員 関係団体の代表	本庄市婦人会
白本 直子		子育て関係団体
飯塚 政代		介護福祉団体
中島 亮輔		こだま青年会議所
依田 由美子		本庄市人権擁護委員
丸橋 剛		本庄市自治会連合会 平成25年3月31日まで
内野 順弘		本庄市自治会連合会 平成25年6月5日から
大村 幸治		埼玉県北部福祉事務所 平成25年3月31日まで
坂本 均	第3号委員 関係行政機関の職員	埼玉県北部福祉事務所 平成25年6月5日から
田中 一男		本庄市立小・中学校校長会 平成25年3月31日まで
木村 健治		本庄市立小・中学校校長会 平成25年6月5日から
山添 満男		一般公募
渡辺 ヤス子	第4号委員 識見を有する者	一般公募

会長 副会長

第2次本庄市男女共同参画プラン

ともに支えあい ^{ひと}男と女が ^{ひと}かがやくまち 本庄

平成25年10月

編集・発行 本庄市 市民生活部 市民活動推進課
〒367-8501
埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
TEL : 0495-25-1118
FAX : 0495-22-0602
E-mail : katudou@city.honjo.lg.jp

